

30352 ✓

教科書文庫

3
810
51-1898
20000
39123

M31
1898

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

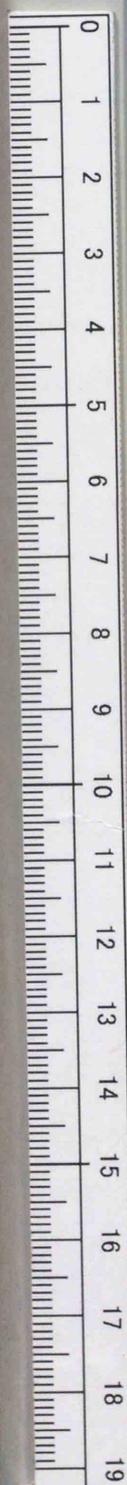


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches



© Kodak, 2007 TM: Kodak



315.9
Ka14
資料室

神皇正統記讀本

全



3709
K214

資 料 室 濟 日 十 月 二 年 一 十 三 治 明
文 部 省 檢 定

畠 山 健 校
金 子 元 臣 訂



神 皇 正 統 記 讀 本 全

東 京



書 院

緒 言

一、神皇正統記讀本は、尋常師範學校、尋常中學校、高等女學校の教科書に充つる目的を以て、たのれが實驗せるところによりて、舊本に刪訂を施せるものなり。

一、刪除をたるものは、徒に御歴代の即位、改元、崩御の年月をのみ記せる短文、中等教育にさまで必要ならぬ、神道、佛教の深旨を説ける條、故もなく、重複せるところ、く、などなり。訂正をたるものは、文法、および、假名づかひ法の誤れる、用語、用字の不穩當なる等を旨として、其の他にも、なほ多かるべし。又、送假名法、句讀法に、一定の標準を立て、殊に長文は、適宜に分割せり。

一、本書は、南朝の忠臣たる、大偉人北畠准后源親房の著に



して、神代より後村上天皇の御代に至る、神器の授受を主眼として、正閏の別あるを説き、天下の臣民をして、歸するところを知らせむが爲に、興國中、戎旅の間にして、執筆せられたるものなり。文章、達意を主とせたるから、極めて平易なれども、叙事に、議論に、れのづから、一種の精彩あり。まことに、國文の模範とするに足れり。

一、本書は花山院本、白山本、青蓮院本、慶安本、群書類従本、古寫本等、異本あまたありて、多少の異同なきにあらねど、今は、其の宜しきをのみ采りて、他を擧げず。

明治三十年三月

金子元臣識

神皇正統記讀本

大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統をつたへ給ふ。我が國のみ、此の事あり。異朝には、其のたぐひなし、この故に、神國といふなり。神代には、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國といへり。天地開闢のはじめより、この名あり。天祖、陽神、陰神にさづけ給ひし敕にきこえたり。天照大神、天孫の尊に譲りましまし、にも、この名あれば、根本の號なりとは知りぬべし。又、大八洲國といへり。これは、陽神、陰神、この國を生み給ひしが、八の島なりしによりて、名づけられにけり。又は耶麻土と云へり。これは、大八洲の中津國の名なり。第八

にあたるたび、天御虚空豊秋津根別といふ神を生み給ひき。これを大日本豊秋津洲と名づけぬ。今は四十八箇國にわかつてり。中洲たりと上に、神武天皇、東征より、代々の皇都なり。依りて、その名をとりて、餘の七州をも、すべて耶麻土といふなるべし。唐にも、周の國より出でたりとかは、天下を周といひ、漢の地より興りたれば、海内を漢と名づけしが如し。耶麻土といふ言は、山迹といふなり。昔、天地分れて、泥のうるほひ、いまた乾かず。山をのみ往來して、その跡多かりければ、山迹といへり。或は、古語に、居住を止といひ、山に居住せしによりて、山止なりともいへり。大日本とも、大和とも書くことは、この國に漢字傳はりて、後、國の名をかくに、字をば大日本と定めて、若かも、耶麻土と讀ませたるなり。大日靈の御國な

れば、其の義をもとれるか。はた、日の出づる所に近ければ、然いへるか。義はかかれど、字のまゝに日のもととは讀ませ、耶麻土と訓せり。我が國の、漢字を訓すること、多くかくの如し。おのづから、日のもとなどいへるは、文字によれるなり。國の名とせるにはあらず。

又、いにしへより大日本とも、もとは、大の字を加へず、日本とも書けり。州の名を、大日本豊秋津といへり。懿德、孝靈、孝元等の御名、みな、大日本の字あり。垂仁天皇の御女、大日本姫といへり。これ皆大の字あり。天神饒速日命、天の磐船にのり、大虚をかけりて、虚空見日本の國と宣ひき。神武の御名を、神日本磐余彦と號し奉り、孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓皇子を日本武尊と名づけ奉りぬ。これは、

大を加へざるなりかれこれ、同じくやまとと讀ませられたと、大日靈の義をとらば、おほやまとと讀みてもかなふべきか。その後、漢土より字書を傳へける時、倭と書きて、この國の名に用ひたるを、即、領納して、又、この字を耶麻土と訓じて、日本の如くに、大を加へても、又、除きても、同じ訓に通用せり。漢土より、倭と名づけたることは、昔、この國の人、はじめ、彼の土に到れりしに、汝が國の名をば、いかゞいふと問ひけるを、我が國はといひしを聞きて、即、倭と名付けたりと見ゆ。漢書に、樂浪の海中に倭人あり。百餘國を分てりといへり。もくは、前漢の時、既に、通じけるか。後漢書に、大倭王は、耶摩堆に居すと見えたり。これはもと、既に、この國の使人、本國の例により、大倭と稱するによりて、かく記せるか。大倭といふ事は、

異國にも領納して、書傳にのせられたは、この國にのみ、ほめて稱するにあらず。唐書に、高宗咸亨年中に、倭國の使、はじめ、あらためて日本と號す。その國、東にあり。日の出づるところに近きをいふと載せたり。この事、我が國の古記にはたしかならず。推古天皇の御時、もろこの隋朝より使ありて、書をたぐれりしに、倭皇とかけり。聖德太子、みづから、筆をとりて、返牒を書き給ひしには、東天皇敬白西皇帝とありき。彼の國よりは、倭と書きたれど、返牒には、日本とも倭とも載せられぬ。これより上代には、牒ありとも見えざるなり。唐の咸亨の比は、天智の御代に當りたれば、まことには、件の頃より、日本と書きて送られけるにや。又、この國をば、秋津洲といへり。神武天皇、國の形をめぐらし

望み給ひて、蜻蛉の臂帖せる如くあるかと宣ひしより、この名ありきとぞ。されど、神代に、豊秋津根といふ名あれば、神武にはじめざるにや。この外もあまた名あり。細戈千足國とも、磯輪上秀眞國とも、玉垣内國ともいへり。又、扶桑國といふ名もあるか。東海の中に、扶桑の木あり。日の出づる所なりと見えたり。日本も東にあれば、よそへていへるか。此の國にかの木ありといふこと聞えねば、たしかなる名にはあらざるべし。

我が朝のはじめは、天神の種をうけて、世界を建立する姿は、天竺の説に似たるかたもあるにや。されども、これは、天祖よりこのかた、繼體たがはきて、たゞ、一種まじませること、天竺にもそのたぐひなし。彼の國の初の民主王も、衆のため

撰び立てられしより相續せり。又、世くたりては、その種姓も多く亡はされて、勢力あれば、下劣の種も國主と成り、あまさへ、五天竺を統領するやからもありき。震旦、また、ことさら、みたりがはしき國なり。昔、世すなほに、道正とかりし時も、賢をえらびて、授くる跡ありしにより、一種を定むることなかりき。亂世となるまゝに、力を以て、國を争ひぬ。かゝれば、民間より出で、位に居たるもあり。戎狄よりれこりて、國を奪へるもあり。或は、累世の臣として、其の君を忘のぎ、終に讓を得たるもあり。伏羲氏の後、天子の氏姓を替へたる事、すでに三十六。亂のはなはたしき、いふにたらざるものをや。唯、我が國のみ、天地ひらけし初より、今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事、よこしまならず。一種姓の中におきて、おのづか

ら、傍より傳へ給ひしすら、猶正にかへる道ありてぞたもち
まし／＼ける。これ、志かしながら、神明の御誓あらたにして、
餘國に異なるべきいはれなり。

そも／＼、神道の事は、たやすく顯さずといふ事あれど、根元
を知らざれば、みだりがはしき端とも成りぬべし。其のつひ
えを救はむために、聊神代より、正理にて受け傳へつる、いは
れを宣べむ事を志して、常にきこゆる事はのせず。然れば、神
皇の正統記とや名づくべき。

地神、第一代、大日靈尊、これを天照大神と申す。又、日神とも、皇
祖とも申すなり。伊弉諾尊、日向の小戸の川にて、みそぎ志給
ひし時、左の御眼をあらひて、天照大神を生じ、右の御眼をあ
らひて、月讀尊を生じ、御鼻をあらひて、素盞烏尊を生じ給ひ

き。

こゝに、素盞烏尊、父母二神にやはられて、根の國にくたり給
ふべかりしが、天上に詣でて、姉尊に見え奉りて、ひたふるに
いなむと申し給ひければ、ゆるすべしこのたまひき。よりにて、
天上にのほりましぬ。大海さゞろき、山岳なり响えき。この神
の性たけきが、然らしむるになむ。天照大神驚きまし／＼て、
兵のそなへをして待ち給ひぬ。彼の尊、黒き心なきよしを答
へ給へば、さらば、誓約をなして、清きか黒きかを知るべし。誓
約の御中に、女をうませば、きたなき心なるべし。男を生まれせ
ば、清き心ならむとて、素盞烏の奉られける、八阪瓊の玉を取
り給ひしかば、其の玉に感じて、男神、化生し給ひぬ。素盞烏尊
悦びて、まさやあれかちぬと宣ひけるに依りて、御名を正哉

吾勝々速日天忍穗耳尊と申せり。又の説には、素盞烏尊、天照大神の御頸にかけ給へる、御統の瓊玉をこひとりて、天の眞名井にふりすゞぎ、これをかみ給ひしかば、まづ、吾勝尊うまれまじ、その後、猶、四柱の男神うまれ給ひぬ。物さねはわが物なれば、我が子なりとて、天照大神の御子になじ給ひぬといへり。

かくて、素盞烏尊、さまぐの科を犯じ給ひき。天照大神いかりて、天の石窟に籠り給へば、國のうちとこやみになりて、晝夜のわきまへなかりき。もろくの神たち、愁へ歎き給ひぬ。その時、諸神の上首にて、高皇産靈尊といふ神まじき。この神、あめのやす河の邊にいて、八百萬の神を集へて、相議り給ひぬ。その子に思兼といふ神のたばかりにより、石凝姥と

いふ神をして、日神の御形の鏡を鑄らめき。そのはじめ鑄たりし鏡、諸神の心にあはざりき。次に鑄給ひし鏡うるはしうまじくければ、諸神悦びあがめ給ひき。又、天明玉神をして、八阪瓊玉をつくらめ、天日鷲神をして、青幣、白幣をつくらめ、手置帆負、彦狹知の二神をして、大峽、小峽の材を切りて、瑞の殿をつくらめき。その物、既に備はりにしかば、天香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には、八阪瓊の玉を取りかけ、中枝には、八咫の鏡を取りかけ、下枝には、青和幣、白和幣を取りかけ、天太玉命をして捧けもたせめ、天兒屋命をして祈禱せらめき。天鈿目命、眞辟の葛をかつらにし、蘿葛を禊にし、竹の葉、飢憩木の葉を手草にして、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にいて、俳優をして、相共に歌ひ舞ひ、又、庭燎を明

らかにして、常世の長鳴鳥を集へて、互に、長鳴せしめき。
 天照大神きこしめして、我は、この頃、石窟にかくれ居り、葦原
 の中津國は常闇ならむ。いかに天鈿目命、かくゑらぐかとお
 ぼして、御手を以て、細目にあけて見給ひぬ。この時に、天手力
 雄命といふ神、磐戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけ
 て、新殿に移し奉りき。天の臣の神忌部の神、志りくへ繩を引き
 廻らして、な歸りましそと申し上げけるに、天、始めて晴れて、
 もろく、ともに相見、面、みな明らか白し。手をのべて歌ひ
 まひて、あはれ。あな、おもしろ。あな、たのし。あな、さやけ。をけ。
 かくて、罪を素蓋鳥の尊によせて、おほするに、千座の置戸を
 以て、首の髪、手足のつめをぬきて贖はしめ、その罪をはらひ
 て、神逐にやらはれき。彼の尊、天より降りて、出雲の簸の川上

といふところにていたり給ひぬ。その所に、獨の翁と姥とあり。
 一の少女をすゑて、かきなぞつゝ泣きけり。素蓋鳥尊、たそと
 問ひ給へば、我はこれ、國神なり。脚摩乳、手摩乳といふ。この少
 女はわが子なり。奇稻田姫といふ。さきに八箇の少女ありき。
 年をとに、八岐の大蛇のため吞まれて、今、この少女、また吞
 まれむとすと申しければ、尊、我にくれむやと宣ふ。救のまゝ
 に奉らむと申しければ、このをとめを、湯津のつま櫛に取り
 なし、みづらにさし、八醞の酒を、八の槽にもりて待ち給ふに、
 はたして、彼の大蛇來れり。頭、れのく、一槽に入れて、吞み醉
 ひて、ねぶりけるを尊はかせる、十握の劔をぬきて、寸々に切
 りつ。尾にいたりて、劔の刃すこしかけぬ。割きて見給へば、一
 の劔あり。その上に雲氣ありければ、天の叢雲の劔と名付け

ぬ。これ、奇しき劔なり。我、何ぞあへて、私にたけらむやと宣ひて、天照大神に奉り上げられにけり。その後、出雲の清の地にいたり、宮をたて、^{須佐之男}稻田姫と住み給ひぬ。大己貴神^{大己貴}もいふを生ましめて、素盞烏尊は、遂に、根の國にいそまらぬ。大汝神、この國にとゞまりて、天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり。依りて、これを大國主神とも、大物主神とも申す。その幸魂、奇魂は、大倭の三輪の神にます。

第三代、天津彦彦火瓊々杵尊、天孫とも、皇孫とも申せり。皇祖天照大神、高皇産靈尊、いつきめぐみまらして、葦原の中州の主となして、あまくたし給はむと給ひき。爰に、その國の邪神あれて、たやすく下り給ふことかたかりければ、天稚彦といふ神を降して、見せ給ひらに、大汝神の女、下照姫にとつ

ぎて、返り事申さず。三とせになりぬ。依りて、名なと雉を遣て、見せられしを、天稚彦射殺しつ。その矢、天上にのほりて、大神の御前にあり。血にぬれたりければ、怪しみ給ひて、投げ下されしに、天稚彦、新嘗てふせりける。胸にあたりて死にぬ。世に返り矢を忌むは、この故なり。更に、又、降さるべき神を撰はれし時、經津主命、武甕槌神、救をうけて下りまらけり。出雲國に至り、はかせる劔をぬきて、地につきたてし、その上に居て、大汝の神に、大神の救を告げまらぬ。其の子、都波八重事代主神、相共に、おたがひぬと申しぬ。次の子、健御名方刀美神、おたがはずして、逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて、攻められしかは、またおたがひぬ。かくてもろくの悪神をば罪なへ、まつろへるをばはめて、天上にのほりて、返り事申し給

ひき。大物主神、事代主神、相共に八十万の神を率ゐて、天にま
うでぬ。大神、ことにほめ給ひて、よろしく八十万の神を領し
て、皇孫をまほりまつれとて、かへし下し給ひけり。
其の後、天照大神、高皇產靈尊相計りて、皇孫をくたし給ひぬ。
八百萬の神勅を承けて、御供につかへまつりぬ。諸神の上首、
三十二神あり。其の中に、五部の神といふは、天兒屋命、天太玉
命、天鈿女命、石凝姥命、玉屋命なり。この中にも、中臣、忌部の二
神は、むねと神勅をうけて、皇孫を扶けまほり給ひぬ。
又三種の神寶を授けましましぬ。まづ、あらかじめ、皇孫に勅
して宣はく、葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是吾子孫可_王之
地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣と。
又、大神、御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫にさづけてほぎて、吾

兒、視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡と宣ひき。八阪
瓊の曲玉、天叢雲の劍を加へて三種とす。又、この鏡のまじく
に分明なるを以て、天下に照臨したまへ。八阪瓊のひろがれ
るがごとく、曲妙を以て、天下をまろしめせ。神劍をひきさげ
てまつろはぬものを平け給へと、勅まじく、けりとぞ。この
國の神靈として、皇統一種正しくましますこと、まことに、こ
れらの勅に見えたり。

そもく、彼の寶鏡は、さきに記せる、石凝姥命の作り給へり
し八咫の御鏡、玉は八阪瓊の曲玉、玉屋命の作り給へるなり。
劍は素盞烏尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劍なり。こ
の三種につきたる神勅は、まさしく國を保ちますべき道な
るべし。鏡は一物をたくはへせ、私の心なくして、萬象を照ら

すに、是非善悪の姿、顯れずといふことなり。その姿に、たがひて、感應するを徳とす。これ、正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり。劍は剛利決斷を徳とす、智慧の本源なり。この三徳を、翁はせ受け、ては、天下の治まらむこと、まことに、かたかるべし。神勅明らかにして、詞約やかに、旨ひろし。剩、神器にあらはしたまへり。いと、かたじけなき事にや。中にも、鏡を本とし、宗廟の正體と仰がれ給ふ。鏡は明をかたちとせり。心性明らかなれば、慈悲決斷は、其の中にあり。又、まさしく、御影をうつし給ひしかは、深き御心をとゞめ給ひけむかし。

人皇第一代、神日本磐余彦の天皇と中せり。後に、神武と名づけ奉れり。地神鷓鴣草葺不合尊の第四の子、御母玉依姫、海神

小童の第二の女なり。伊弉諾の尊に、は六世、大日靈の尊に、は五世の天孫にまします。神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまとことばなり。神武は、中古となりて、もろこの詞によりて、定め奉れる御名なり。又、この御代より、代毎に宮所を移されしかは、其の所の名をやがて御名ともす。この天皇をば、橿原の宮とも申す、これなり。又、神代より、至りて尊きを尊といひ、その次を命といへり。人の代となりては、天皇とも號し奉る。臣下にも、朝臣、宿禰、臣などといふ號、出で來にけり。神武の御時より、始まれることなり。上古には、尊とも、命とも、兼ねて稱しけりと見えたり。世くたりては、天皇を尊と申すことも見え。臣を命といふ事もなし。古語の耳なれずなれる故にや。

この天皇、御年十五にて、太子にたち、五十一にて、父の神にかはりて、皇位につかじめ給ひき。今年、辛酉の歳なり、筑紫の日向の宮崎の宮にたはしましけるが、兄の神達、および皇子、群臣にみことのりして、東征の事あり。この大八洲は、皆これ、王地なり。神代、幽味なりとによりて、西偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ。

天皇、舟楫をとよのへ、甲兵をあつめて、大日本洲に向ひ給ひぬ。道のついで、の國々を平け、大倭に入りまきむとせしに、其の國に、天の神、饒速日尊の御末、宇麻志間見命といふ神あり。外舅を長髓彦といひき。天神の御子、兩種あらむやとて、軍をれこして、防ぎ奉りぬ。其の軍こはくして、皇軍、とほく、利を失ひぬ。又、邪神、毒氣を吐きしかば、士卒、皆、病みふせりき。茲に、

天照大神健甕槌の神を召して、葦原の中津州騒々音す。汝ゆきて、平けよとみことのりし給ひぬ。健甕槌の神、申し給ひけるは、昔國を平けし時の劍あり。かれを下さば、おのづから平ぎなむと申して、紀伊國名草の村に、高倉下命といふ神にまめして、此の劍をたてまつりければ、天皇、悦び給ひて、士卒のやみふせりけるも、皆おきぬ。又、神魂命の孫、武津之身命、大鳥となりて、軍の御さきに鴨かうまつりぬ。天皇、ほめて、八咫鳥と號し給ひき。又、金色の鴨くたりて、皇弓の弭に居たり。其の光、てりかやけり。これによりて、皇軍大にかちぬ。宇麻志間見命、其の舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつ。其の軍を率るて、若たがひ申しにけり。天皇、甚ほめまし、て、天より降れる神劍を授けて、其の大勳にこたふとぞ宣はせけ

る。この劍をば、豊布都の神と號す。初は大和の石上にまじり、
 き。後には常陸の鹿島の神宮にまします。彼の宇麻志間見命、
 又、饒速日尊、天降りし時、外祖高皇產靈尊、授け給ひし、十種の
 瑞寶を傳へもたりけるを、天皇にたてまつりぬ。天皇、鎮魂の
 瑞寶なりしかば、其の祭を始められにき。この寶をも、すなは
 ち、宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置せり。又、布
 留と號す。この瑞寶を一つづよびて、咒文してふる事ある
 によれるなるべし。

かくて、天下、ことごとく平ぎにしかば、大和國橿原に都を定
 めて、宮づくりせり。其の制度、天上の儀のことなりき。天照大
 神より傳へ給へる、三種の神器を、大殿に安置し、床を同じく
 しましませり。皇宮、神宮、一つなりしかば、國々の御調物をも、

齋藏に納めて、官物、神物のわいためなかりき。天兒屋命の孫、
 天種子命、天太玉命の孫、天富命、專、神事をつかさどりぬ。神代
 の例にことならざりき。又、靈時を鳥見山の中に建て、天神、
 地祇を祭らしめたまひき。

この天皇、天下を治め給ふこと七十六年、一百二十七歳おは
 しましき。

第十代、崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫、大綜麻
 杵命の女なり。甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまじ
 ましき。

この御時、神代を距ること、世は十つぎ、年は六百餘になりぬ。
 やうやく、神威を恐れ給ひて、即位六年己丑の年、神代の鏡造、
 石凝姥の神の裔をめして、鏡をうつし鑄しめ、天目一箇の神

の裔をして、劍を作らしめぬ。大和の宇陀の郡にして、この兩種をうつし改められき。これを護身の璽として、同殿に安置せり。神代よりの寶鏡、および靈劍をば、皇女豐鋤入姫命につけて、大倭の笠縫の邑といふ所に、神籬を建て、崇め奉られぬ。これより、神宮、皇居、各別になれりき。その後、大神の教ありて、豐鋤入姫命、神體を頂戴して、所々をめぐり給ひけり。十年の秋、大彥命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備津彥命を西道に、丹波の道主命を丹波に遣はし、ともに、印綬を給ひて、將軍とせり。天皇の叔父武埴安彥命、朝廷を傾けむとはかりければ、將軍等を止めて、まづ、追討せしめつ。冬十月に將軍發路せり。十一年の夏、四道の將軍、戎夷を平けぬるよし、復命しき。六十五年の秋、任那の國、使を差して、御貢を奉りぬ。天皇

天下を治め給ふ事六十八年、百二十歳おはしましき。

第十一代、垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫、大彥命の女なり。壬辰の年即位。大倭の卷向の珠城の宮にましましき。

この御時、皇女大倭姫命、豐鋤入姫に代りて、天照太神をいつき奉りぬ。神のをしへにより、猶、國々をめぐりて、二十六年丁巳、冬十月甲子に、伊勢の國度會郡五十鈴の川上に宮所をとめ、高天の原に千木高知り、下津磐根に大宮柱太敷立て、まづまりまじぬ。かくて、中臣の祖、大鹿島命を祭の主とし、又、大幡主といふ人を、大神主になし給ひき。これより、皇太神と崇め奉りて、天下の第一の宗廟にまします。

この天皇、天下を治め給ふ事九十九年、百四十歳おはしまし

第十二代、景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主王の女なり。辛未の年即位、大倭の纏向の日代の宮にましましき。

十二年秋、熊襲をむきて貢奉らせ。八月に天皇、筑紫に幸して、これを征し給ひぬ。十三年夏、ことごとく平けて、高屋の宮にましましき。十九年秋、筑紫より還り給ひぬ。二十七年秋、熊襲、また反きて、邊境をおかちけり。皇子小碓尊、御年十六、幼より雄略の氣まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎を扛け給ひしかば、熊襲を討たしめ給ひぬ。冬十月に、ひそかに、かの國にいたり、奇謀を以て、其の梟帥、取石鹿文といふものを殺し給ひぬ。梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり。ことごとく、

餘黨を平けてかへり給ひぬ。所々にして、あまたの惡神を殺しつ。二十八年春、かへりごと申し給ひけり。天皇、その功をほめて、恵み給ふこと、諸子にことなり。

四十年夏、東夷多くそむきて、邊境騒がしかりければ、又、日本の皇子をつかはしぬ。吉備の武彦、大伴の武日、を左右の將軍として、相副へしめ給ひぬ。十月に、枉道して、伊勢の神宮に詣でて、大倭姫命にまかり申え給ひぬ。彼の命、神劍を授けて、慎みて怠りそとぞをしへ給ひける。駿河にいたるに、賊徒、野に火をつけて、害し奉らむことを謀りけり。火の勢まぬかれ難かりけるに、はかせる叢雲の劍、みづからぬけて、傍の草をなぎ拂ひぬ。これより、名を改めて、草薙の劍といふ。又、火うちをもて、火いだして、向ひ火をつけて、賊徒を焼き殺されに

き。これより、船に乗り給ひて、上總にいたり、轉じて陸奥國に入り、日高見の國にいたり、悉く、蝦夷を平け給ひぬ。かへりて常陸を經、甲斐にこえ、又、武藏、上野を經て、碓日阪にいたりて、弟橘姫といひ、妾を名のび給ひて、東南の方を望みて、吾嬬者耶と宣ひ、より、山東の諸國をあづまといふなりとぞ。これより、道を分け、吉備の武彦をば、越の國に遣はして、不順の者をたひらけしめ給ひぬ。尊は、信濃より尾張に出で給ひしが、かの國に宮簀姫といふ女あり。尾張の稻種の宿禰の妹なり。この女をめして、淹しく留り給ひ、間、五十葺の山に荒ぶる神ありと聞えければ、劍をば、宮簀姫の家にとゞめて、徒よりいせまらぬ。山の神、化して小蛇になりて、御道によこたはれり。尊、跨ぎこえて、過ぎ給ひ、山に、山の神、毒氣を吐きける

に、御心亂れにけり。それより、伊勢にうつり給ひぬ。能褒野といふところにて、御やまひ甚しくなりければ、武彦命をこて、天皇に事よしを奏して、終にかくれ給ひぬ。御年三十なりき。

天皇、さこしめして、悲しみ給ふ事かぎりなく、群卿、百寮におほせて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて、大倭の國をさして飛び、琴彈原といふ所にとゞまりぬ。其の所に、また陵を定められしが、また飛びて河内の古市にとゞまりぬ。そのところに、また陵を定められしかど、白鳥、また飛びて天にのほりぬ。依りて三の陵あり。かの草薙劍は、宮簀姫崇め奉りて、尾張にとゞまり給ひぬ。今の熱田の神にまします。五十一年秋八月、武内宿禰を棟梁の臣とせり。五十三年秋、小

確尊の平けり國を巡り見まさむとて、東國に幸し給ひぬ。十
 二月に、あづまより還りて、伊勢の綺の宮にまゐらまひき。五十
 四年秋、伊勢より大倭にうつり、纏向の宮に歸り給ひぬ。
 天下を治めたまふこと六十年、百六歳おはたまひき。
 第十四代、第十四世、仲哀天皇は、日本武尊第二の子、景行の御
 孫なり。御母は兩道入姫、垂仁天皇の女なり。
 大祖神武より第十二代景行までは、代のまゝに繼體と給ひ
 らが、日本武尊、世を早くと給ひらによりて、成務これをつぎ
 給ひ、この天皇を太子とて譲りまゐらまひより、代と世と
 かはること生まれり。これよりは、世を本とて記し奉るべ
 きなり。
 この天皇、御形、いときら／＼とく、御たけ、一丈ま／＼けり。

普通本十五代神功
 皇后とあれど今
 式部職の祭に
 よりて皇代に
 奉らざす

壬申の年即位、この御時、熊襲又反亂して朝貢せず。天皇、軍を
 召して、みづから、征伐のため、筑紫にむかひ給ひぬ。皇后、息長
 足姫尊は、越前の國、箭飯の神に詣でて、それより北海をめぐ
 りて、行きあひ給ひぬ。こゝに、神ありて、皇后に語り奉る。これ
 より西に、寶の國あり。打ちて隨へ給へ。熊襲は小國なり。又、伊
 弉諾、伊弉册の生み給へりし國なれば、うたずとも終には隨
 ひ奉りなむとありしを、天皇うけがひ給はず。事ならずして、
 檀日の行宮にしてかくれ給ひぬ。長門にをさめ奉りき。これ
 を穴戸豊浦の宮と申せり。
 天下を治め給ふ事九年、五十二歳おはしましき。
 神功皇后は、息長宿禰の女、開化天皇四世の御孫なり。息長足
 姫尊と申せり。仲哀たてゝ皇后と法給ひき。

仲哀神の教によらき、世を早くし給ひしかば、皇后いさどほりまじりて、七日ありて、別殿を作り、齋みこもらせ給ひぬ。この時、應神天皇は生まれさせまじりけり、神かゝりて、さまじく道の道を教へ給ひぬかくて、新羅百濟、高麗をうち隨へ給ひき。さて、筑紫にかへりて、皇子を誕生し給ひぬ。應神天皇にてまじります、神の申し給ひしによりて、これを胎中天皇とも申せり。皇后、攝政して、辛巳の年より天下をならせ給ひぬ。皇后いまた、筑紫にまじりし時、皇子の異母の兄、忍熊王、謀叛をおこして、禦ぎ申さむとせければ、皇子をば、武内大臣に懐かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后は、すぐに、難波につき給ひて、程なく、その亂を平けられにき。皇子、れとなひ給ひしかば、皇太子とせり。武内大臣、專朝政を輔佐し申しけり。大倭の磐余稚

櫻の宮にまじりまじりき。

これより、三韓の國、年ごとに御調をそなへ、この國よりも、彼の國に鎮守のつかさを置かれしかば、西蕃相通じて、國家富みさかりなりき。又、もろこしへも、使をつかはされけるにや。倭國の女王、遣使來朝すと後漢書にみえたり。元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年にあたり。漢の代はじまりて、十四代といひし時、王莽といふ臣、位を篡ひて、十四年ありき。その後、漢にかへりて、この御代の十九年己亥に、獻帝、位をさりて、魏の文帝にゆづられぬ。これより天下、三つにわかれて、魏、蜀、吳となり、吳は、東によれる國なれば、日本の使も、まづ、通じけるにや。吳の國より、道々のたくみなとまでも渡されき。又、魏の國にも通せられけりと見えたり。四十九年乙酉といひし

年、魏又滅びて、晋の代にうつりにき。この皇后、天下を攝政を給ふこと六十九年、一百歳おはしま

しき。第十五代、第十五世、應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり。胎中の天皇とも、又は、譽田の天皇とも名づけ奉れり。

庚寅の年即位、大倭の輕島豐明の宮にましましき。この時、百濟より博士を召し、經史を傳へられぬ。太子以下、これを學び習ひ給ひき。この國に、經史、および文字を用ふる事

は、これより始まりとぞ。異朝の一書の中に、日本は、吳の太伯が後なりといへり。かへすと、當らぬことなり。昔、日本は、三韓と同種なりといふ事のありしが、彼の書を、桓武の御代に焼き捨てられとなり。天地ひらけて後、素蓋鳥尊、韓の地に

普通本十六代さあれど前に神功皇后を皇代より除き奉りたれば仲哀天皇とつぎの君にて應神天皇は十五代に當らせ給ふなり故に以下普通本を一代づゝ數は違へり

いたり給ひきなどいふ事あれば、かれらの國々も、神の苗裔ならむことあながち苦しみなきにや。それすら、昔より用ひざる事なり。天地の神の御末なれば、なにしか、代くたれる。吳の太伯が後にはあるべき、三韓、震旦に通じてより以來、異國の人、多くこの國に歸化しき。秦のすゑ、漢の末、高麗、百濟の種、それならぬ蕃人の子孫もきたりて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏録といふ書をも作られき。それも、人民にとりての事なるべし。異朝にも、人の心まぢくなれば、異學の輩のいひいたせる事か。

さてもこの御時、武内大臣、筑紫を治めむために、彼の國に遣はされけるに、弟の讒によりて、すまに、追討せられしを、大臣の僕眞根子といふ人あり。顔かたち、大臣に似たりければ、相

普通本百十年を四
十一年に作るされ
ごこの天皇は胎中
より天下をまろし
めせるなれば神功
皇后の攝政六十九
年をも御治世の數
に加へて百十年と
はまたるなり

かはりて誅せられぬ。大臣は、若のびて都に詣でて、科なきよ
しをあきらめられにき。上古、神靈のあるじ、猶、かゝるあやま
ちましく、しかば、末代、いかでかつ、しませたまはざるべ
き。

天皇、天下を治め給ふこと百十年、百十一歳おはしましき。欽
明天皇の御代にはじめて神とあらはれて筑紫の豊前の國
菱形の池といふ所にあらはれ給ひぬ。後に豊前國宇佐の宮
に鎮まり給へり。

凡、天地の間、ありとある人、陰陽の氣をうけたり。不正にして
は立つべからず、ことさらに、この國は神國なれば、神道にた
がひては、一日も日月を戴くまじきはれなり。倭姫命、人に
教へ給ひけるは、黒き心なくして、丹き心もちて、清く潔く

齋み慎め。左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左
を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐること、萬事た
がふ事なくして、大神につかうまつれ。元を元とし、本を本と
する故なりとなむ。誠に、君に仕へ、神につかへ、國を治め、人を
教へむことも、かゝるべしとぞ覺ゆる。少くのことにも心にゆ
るす所あれば、人にあやまる本となる。周易に、霜を履みて堅
氷に至るといふことを、孔子釋して宣はく、積善の家に餘慶
あり。不積善の家に餘殃あり。君を殺し、父を殺すことも、一
朝一夕の故にあらむといへり。毫釐も、君をゆるかせにする
心を萌すものは、必、亂臣となる。芥蒂も、親をおろそかにする
形あるものは、はたして、賊子となる。この故に、古の聖人、道は
須臾も離るべからず。離るべきは道にあらずと説けり。但、其

の末を學びて、源を明らめざれば、事にのぞみて覺えざるあやまりあり。其の源といふは、心に一物を蓄へざるをいふ。忘かも、虚無の中にとゞまるべからず。天地あり。君臣あり。善惡の報、影ひゞきの如し。たのれが欲をすて、人を利するを先として、境々に對すること、鏡の物をてらすが如く、明々として迷はざらむを、まことの正道といふべきにや。代くたれりとして、みづからいやむべからず。天地のはじめは、今日を始とする理あり。忘かのみならず。君も臣も、神をさること遠からず。常に、冥の知見をかへりみ、神の本誓を覺りて、正に居せむことを心ざし、邪なからむ事を思ふべし。

第十六代、仁徳天皇は、應神第一の子、御母は仲姬命、五百城入彦皇子の女なり。大鷦鷯尊と申せり。

應神の御時、菟道稚郎子と申し、いと末の御子にてまじく、しを、うつくしみ給ひて、太子に立てむとおほしめしけり。兄の御子、うけがひたまはざりしを、この天皇、ひとりのうけがひ申し給ひしによりて、應神悦びまして、菟道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になむ定め給ひける。應神かくれましゝかば、御兄太子をうしなはむとせられしを、この尊さとりて、太子と心を一つにして、かれを誅せられにき。茲に、太子、天位を尊にゆづり給ひ、尊、固くいなみ給ひ、三年になるまで、互に譲りて、位を空しくせり。太子は、山城の宇治にまじ、尊は、攝津の難波にまじけり。國々の御つぎ物も、あなたかなたに受け取らずして、民の愁となれりしかば、太子、みづから失せ給ひぬ。尊、驚き歎き給ふこと限りなかりき。されど、遁れまますべ

き道ならねば癸酉の年即位、攝津國難波の高津の宮にましましき。

日嗣をうけ給ひしより、國を忘づめ、民を憐み給ふこと、たれも稀なりし御ことにてや、民間の貧しき事をおほして、三年の御調をとゞめられぬ、高殿にのほりて見給へば、にぎはしく見えけるによりて、

高き屋に、のほりて見れば、煙たつ、

民のかまどは、にぎはひにけり。

とぞ、よませましくける。さて猶三年を免されければ、宮の中やおれて、雨露もたまらぬ。宮人の衣やつれて、其のよそはひも全からぬ。帝は、これを樂しみなむねほらめしける。かくて、六年といふに、國々の民、れのく、参り集まりて、大宮づ

くりし、色々の御調をそなへけりとぞ。ありがたかりし御政なるべし。

天下を治め給ふ事八十七年、百十歳おはしましき。

第二十六代、第二十世、繼體天皇は、應神五世の孫なり。應神第七の御子、稚淳毛二派皇子、その子意富々杼王、その子宇斐王、その子彦主人王、その子男大迹王と申すは、この天皇にまします。御母は、振媛、垂仁七世の御孫なり。越前の國にましくけり。武烈隠れ給ひて、皇胤絶えしかば、群臣愁へ歎きて、國々にめぐり、近き皇胤を求め奉りけるに、この天皇、王者の尺度まして、潜龍のいきほひ、世にきこえ給ひけるにや。群臣、相議らひて、迎へ奉りぬ。三たびまで、謙讓し給ひけれど、終に、位に即き給ひぬ。今年己丑の年なり。大倭の磐余玉穗の宮にま

しましき。仁賢の御女、手白香皇女を皇后とせり。即位し給ひ
 じより、誠に賢王にまじりしき。
 此の天皇の立ち給ひし事ぞ、おもひのほかなる御運とは見
 えける。但、皇胤絶えぬべかりし時、群臣えらびるとめ奉りて、
 賢名によりて、天位を傳へ給へり。天照大神の御本意にこそ
 と見えたり。皇統に、其の人まじまさむ時は、賢き諸王おはす
 とも、いかでか望をなと給ふべき。皇胤のたえ給はむにとり
 ては、賢にて、天日嗣にそなはり給はむこと、すなはち又、天の
 ゆるす所なり。此の天皇をば、我が國中興の祖宗を仰き奉る
 べきものか。
 天下を治め給ふ事二十五年、八十二歳おはしましき。
 第二十九代、第二十一世、欽明天皇は繼體第三の子、御母は皇

后手、白香皇女、仁賢天皇の女なり。兩兄まじりしき。此の
 天皇の御末、世をたもち給ひぬ。御母方も、仁徳のながれにま
 じませは、猶も、其の遺徳盡きせして、かく定まり給ひけるに
 や。庚申の年即位、大倭の磯城島の金刺の宮にまじまじき。
 十三年壬申十月に、百濟國より、佛法、僧を渡しけり。此の國に
 傳來のはじめなり。釋迦如來滅後、一千十六年にあたる年、
 もろここの、後漢の明帝永平十年に、佛法はじめて彼の國に
 傳はりぬ。それより、此の壬申の年まで、四百八十八年、もろこ
 じには、北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも
 即位三年なり。簡文帝の父をば武帝と申しき。大に佛法を崇
 められき。此の御代の始めつかたは、武帝同時なり。此の法は
 じめて傳來せし時、他國の神をあがめ給はむ事、我が國の神

慮にたがふべきよし、群臣、かたく諫め申しけるによりて、捨てられにき。されど、此の國に、三寶の名を聞く事は、此の時に始まりぬ。又、わたくしに崇め仕へ奉る人もありき。

天皇、天下を治めたまふ事三十二年、六十三歳おはしましき。第三十三代、推古天皇は、欽明の御女、用明同母の妹なり。御食炊屋姫尊と申せり。敏達天皇、皇后とし給ひぬ。崇峻かくれ給ひしかば、癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮にましましき。むかし、神功皇后、六十餘年天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや。此の御門は、正位に即させ給ひけるこそ。即、厩戸皇子を皇太子として、萬機の政をまかせ給ひぬ。攝政と申しき。太子の監國と云ふ事もあれど、それは、おぼらくの事なり。これは、ひとへに、天下を治め給ひけ

り。

太子、聖徳まししく、しかば、天下の人、あふぐこと日のをさぐ、つくこと雲の如くなりき。太子いまた、皇子にてまししくし時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法はじめて流布しき。まして、政をあらせ給へば、三寶をうやまひ、正法を弘め給ふこと、佛世にもことならず。御みづからも、法服を着して、經を講じ給ひぬ。天皇、群臣尊びあがめ奉ること、佛のそとくなりき。伽藍を建てらるゝこと、四十餘箇所におよべり。又、此の國には、昔より、人すなほにして、法令なども定まらざりき。十一年癸亥に、はじめ、冠位といふことを定め、十二年甲子に、憲法十七ヶ條を作りて、奏し給ひぬ。内外典のふかき道をさぐりて、むねをつゞまやかにして、作り給へるなり。天皇よろこびて、

天下に施行せしめ給ひき。
 此のころはひは、もろこじには、隋の世なり。南北朝相分れしが、南は正統をうけ、北は戎狄よりおこりしかども、中國をば、北朝にてぞ治めける。隋は北朝の後周といひしが讓をうけたりき。後に、南朝の陳をうち平けて、一統の世となせり。此の天皇の元年癸丑は、文帝一統の後四年なり。十三年乙丑は、煬帝の即位元年にあたり、彼の國より、始めて使を送り、よこみを通じけり。隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とありしを、これをもろこじの天子の、諸侯王につかはす禮儀なりとて、群臣あやしみ申しけるを、太子宣ひけるは、皇の字は、たやすく用ひざることはなれはとて、返報をも書かせ給ひ、さまじく饗祿を給ひて、使をかへし遣はされぬ。これより、此の國よりも、常

に、使を遣はされき。其の使をば、遣隋大使となむ名付けられしに、二十七年己卯の年、隋滅びて、唐の世にうつりぬ。二十九年辛巳の年、太子かくれ給ひぬ。御年四十九。天皇をはじめ奉りて、天下の人、悲しむ惜しむ申すこと、父母に喪するが如くなりき。御諡を聖徳と名付け奉りぬ。

此の天皇、天下を治め給ふこと三十六年、七十五歳おはしましき。

第三十五代皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾孫なり。御母は、吉備姫の女王と申しき。舒明天皇、皇后と給ひけり。天智、天武の御母なり。舒明かくれまして、皇子をさなくおはしましよかは、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にましましき。

此の時に、蘇我蝦夷の大臣ならびに、其の子入鹿、朝權を專に
 して、皇家をないがしろにする心あり、其の家を宮門といひ、
 諸子を王子と名む云ひける。上古よりの國記、重寶、みな、私家
 に運び置きてけり。中にも、入鹿、悖逆の心はなはたしく、聖德
 太子の御子達の、科なくまじく、をもほろぼし奉りぬ。こ
 ゝに、皇子中大兄と申すは、舒明の御子、やがて、此の天皇の御
 所生なり。中臣鎌足、連と云ふ人と、心を一つにして、入鹿を殺
 せしつ。父蝦夷も家に火をつけてうせぬ。國記、重寶は、みな焼け
 りけり。蘇我の一門、久しく、權をとれりしかども、積惡の故に
 や。みな滅びぬ。山田石川麿と云ふ人ぞ、皇子と心をかよはし
 申しければ、滅びざりける。

此の鎌足の大臣は、天兒屋命、二十一世の孫なり、昔、天孫あま

くたり給ひし時、諸神の上首にて、此の命、殊に、天照太神の勅
 をうけて、輔佐の神にまじまじき。中臣といふことも、二神の
 御中にて、神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ。其の孫、
 天種子命、神武の御代に、祭事をつかさとりぬ。上古は、神と皇
 と一つにまじり、しかば、祭をつかさどるは、即、政をとれる
 なり。其の後、天照太神、はじめて、伊勢の國に鎮まりまじし時、
 種子命のすゑ、大鹿島命、祭官になりて、鎌足大臣の父、小徳冠
 御食子までも、其の官にて仕へたり。鎌足にいたりて、大勳を
 たて、世に寵せられしによりて、祖業をおこし、先烈をさかや
 かされけるやむことなき事なり。且は、神代よりの餘風なれ
 ば、然るべき理とこそおほえたれ。
 此の天皇、天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御弟、輕王に

譲り給ひき。御名を、皇祖母の尊とぞ申しける。

第三十八代、第二十五世、天智天皇は、舒明の御子、御母は、皇極天皇なり。壬戌の年即位、近江國、大津の宮にましましき。即位四年八月に、中臣鎌足を内大臣大織冠とし、又、藤原朝臣の姓をたまひぬ。昔の大勳を賞し給ひければ、朝獎ならびなかりき。前後、封を給ふこと、一万五千戸なり。病の間にも、御幸してとぶらひ給ひけりとぞ。

此の天皇、中興の祖にましませり。國忌は、時に去たがひて改まれども、これは長く變らぬ事になりにき。天下を治め給ふこと十年、四十六歳おはしましき。

第四十代、天武天皇は、天智同母の弟なり。皇太子に立ちて、大倭にましき。天智は、近江にましませり。御病ありしに、太

普通本と茲に至りて代數の同十に除るは普通本に除

ける弘文天皇を式部戰の祭記により數へ奉りたる故なり

子を呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣のなかに、告げおらせ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけむ。太子の位を、みづから去りぞきて、天智の御子、太政大臣大友の皇子に譲りて、芳野の宮に入り給ひぬ。天智かくれ給ひて後、大友の皇子、猶、あやぶまれけるにや、軍を召して、芳野を襲はむとぞはかり給ひける。天皇、ひそかに、芳野を出で、伊勢にこえ、飯高の郡に至りて、大神宮を遙拜し、美濃へかゝりて、東國の軍を召しぬ。皇子高市參り給ひしを、大將軍として、美濃の不破の關を守らしめ、天皇は、尾張の國にぞこえ給ひける。國々、皆、志たがひ申し、かば、不破の關の軍にうちかち、すなはち、勢多にのぞみて合戰あり。皇子の軍やぶれて、皇子ころされ給ひぬ。大臣以下、或は誅にふし、或は遠流せられぬ。軍に去た

がひ申し上輩、をなほにによりて、其の賞を行はれぬ。
 壬申の年即位、大和の飛鳥淨御原の宮にまゝらじき。朝廷の
 法度、多く定められにけり。上下、漆ぬりの頭巾を着ること、
 此の御時より始まりけり。天下を治め給ふこと十五年、六十
 五歳おはらじき。
 第四十二代、文武天皇は、草壁の太子第二の子、天武の嫡孫な
 り。御母は阿閉の皇女、天智の御女なり。丁酉の年即位、猶藤原
 の宮にまゝらじき。

此の御時、唐國の禮をうつして、宮室のつくり、文武官の衣服
 の色までも定められき。又、即位五年辛丑より、始めて年號あ
 り。大寶といへり。これよりさきに孝徳の御代に大化、白雉、天
 智の御時、白鳳、天武の御代に朱雀、朱鳥など云ふ號ありしか

と、大寶より後にぞ、絶えぬ事にはなりぬる。依りて、大寶を年
 號の初とするなり。又、皇子を親王といふことも、此の御時に
 始まりぬ。また、藤原の内大臣鎌足の子、不比等の大臣、執政の
 臣にて、律令などをも選ひ定められき。

藤原の氏、此の大臣より、いよ盛になれり。四人の子おは
 らじき。これを四門と云へり。一門は、武智麿の大流、南家と
 いへり。二門は、參議中衛の大將房前のながれ、北家といへり。
 今の攝政大臣、れよび、さるべき藤原の人々は、みな、此の末な
 るべし。三門は、式部卿宇合の流、式家と云へり。四門は、左京の
 大夫麿の流、京家といへりしが、早く絶えにけり。南家、式家も、
 儒胤にて、今に相續すといへども、唯、北家のみ繁昌す。房前の
 大將、人にことなる陰徳こそおはらけめ。又、不比等の大流は、

後に淡海公と申しよなり。興福寺を建立せり。此の寺は、大織冠の建立にて、山背の山科にありしを、この大臣、平城に移されぬ。依りて、山科寺とも申すなり。後に、玄昉と云ふ僧、唐へ渡りて、法相宗を傳へて、此の寺に弘められぬ。

此の天皇、天下を治め給ふ事十一年、二十五歳おはしましき。第四十五代、聖武天皇は、文武の太子、御母は、皇太夫人藤原宮子、淡海公不比等の大臣の女なり。豊櫻彦尊と申せり。をさなくまじよによりて、元明、元正、まづ、位に居給ひき。甲子の年即位、改元、平城の宮にましましき。

此の御代、大に佛法をあがめ給ふこと、先代に超えたり。東大寺を建立し、金銅十六丈の佛をつくられ、又、諸國に國分寺および國分尼寺を立て、國土安穩のため、法華、最勝、兩部の

經を講せられぬ。又、たはくの高僧、他國より來朝せり。南天竺の婆羅門僧正、林邑の佛哲、唐の鑑真和尚等、これなり。眞言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機、いまた、熟せずとて、歸り給へりともいへり。此の國にも、行基菩薩、良辨僧正など、權化の人なり。天皇、婆羅門僧正、行基、良辨をば、四聖とぞ申し傳へたる。

此の御時、大宰少貳、藤原廣繼といふ人、謀叛のきこえありて、追討せられぬ。祈禱のため、伊勢の神宮に行幸ありき。又、左大臣長屋王、罪ありて誅せられぬ。又、陸奥の國より、始めて黄金を奉りぬ。この朝に、金あるはじめなり。國の司の王、賞ありて三位に叙せられぬ。佛法繁昌の感應なりとぞ。

天下を治め給ふ事二十五年、天位を、御女高野姫の皇女に讓

りて、太上天皇と申しき。後に、出家せさせ給ひぬ。天皇出家のはじめなり。昔、天武、東宮の位を遁れて、御ぐらおろし給へり。しかど、それは、まはらくの事なりき。皇后光明子も、同じく出家せさせ給ひき。此の天皇、五十六歳にはしましき。

第四十八代、稱徳天皇は、孝謙の重祚なり。乙巳の年正月一日、更に即位、同七日改元。

太上天皇、ひそかに、藤原の武智麿の大臣の第二の子、押勝を幸し給ひき。大師正一位になされぬ。見給へば、るまじとて、藤原に二字をそへて、藤原惠美の姓を給ひき。天下の政、まかじながら、委任せられにけり。後に、道鏡といふ法師、また寵幸ありしに、押勝怒をなす、廢帝を勧め申して、上皇の宮をかたぶけむとせしに、事露はれて、誅にふしぬ。帝も、淡路にうつされ

給ひぬ。かくて、上皇重祚ありき。さきに、出家せさせ給へり。しかば、尼ながら、位に居給ひけるにこそ。非常の極なりけむかし。

唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人と云ふ官に居給へり。しかば、太宗かくれ給ひて、尼になりて、感業といふ寺にたはしけるを、高宗見給ひて、長髪せしめて、皇后とせり。諫め申す人、多かりしかど、用ひられざりき。高宗崩じて、中宗、位に居給ひしを、まじりぞけ、睿宗を立てられしをも、またまじりぞけて、みづから帝位につき、國を大周とあらためき。唐の名を失はむと思ひ給ひけるにや。中宗、睿宗も、わが生み給ひしかども、捨てし諸王とし、みづからのやから、武氏のとものがらをもちて、國を傳へしめむとさへま給ひき。その時にこそ、法師も、宦者

も、あまた寵せられて、世に譏らるゝためと、おほかりと。か。
 この道鏡、はじめは、大臣に准じて、大臣禪師といひらるゝを、太政
 大臣になら給ひぬ。それによりて、つぎ、納言、参議にも、法
 師をまじへなされにき。道鏡、世を心のまゝにまげれば、争ふ
 人のなかりとにや。大臣吉備の眞備公、右中辨藤原の百川な
 どありき。されど、力及ばざりけるにこそ。法師の官に任せら
 るゝ事は、唐より始まりて、僧正、僧統などいふ事のありと、そ
 れすら、出家の本意にはあらざるべし。いはむや、俗官に任せ
 らるゝこと、あるべからぬ事にこそ。則天の朝より、此の女帝
 の御代まで、六十年ばかりにや。兩國の事、相似たりとぞ。
 天下を治め給ふ事五年、五十三歳おはしましき。
 そも、この道鏡は、法皇の位を授けられたりとを、猶あか

ずして、皇位に即かむと云ふ志ありけり。女帝、さすがに思ひ
 煩らひ給ひけるにや。和氣の清麿と云ふ人を、勅使にさして、
 宇佐の八幡宮に申されけり。大菩薩、さまと、託宣ありて、更
 に許されざりき。清麿、歸参して、ありのまゝに奏聞せり。道鏡
 いかりをなして、清麿がよほろ筋をたちて、土佐の國に流し
 遣はらぬ。清麿愁へ悲しみて、大菩薩を恨みかこち申しけれ
 ば、小蛇いできて、其のきずをいやしてけり。光仁、位につき給
 ひらば、則ち召し還されぬ。神威をたふとび申して、河内の國
 に、寺を建て、神願寺といひき。後に、高雄の山にうつし立て
 ぬ。今の神護寺、これなり。件の頃までは、神威も、かくいちじる
 き事なりき。道鏡、つひに、望を遂げず。女帝も、また程なくかく
 れ給ひぬ。

第四十九代、第二十七世、光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり。御母は、贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり。白壁王と申しき。天平年中に御年二十九にて、從四位下に叙せられ、次第に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言に至り給ひき。

稱徳かくれまじく、しかば、大臣以下、皇胤の中をえらび申しけるに、おのゝ異議ありしかど、參議百川と云ひし人、此の天皇に心ざし奉りて、はかりごとをめぐらして、定め申してけり。天武、世を去り給ひしより、争ひ申す人なかりき。若かれども、天智御兄にて、まづ、日嗣をうけ給ひ、そのかみ、逆臣を誅し、國家をもやすんじ給へり。此の君の、かく繼體に備はり給ひぬる、猶、正に歸るべきいはれなるにこそ。

まづ、皇太子に立ち、すなはち、受禪。今年庚戌の年なり。十月に即位、十一月に改元。平城宮にまじまじき。天下を治め給ふ事十二年、七十三歳おはしまじき。

第五十代、第二十八世、桓武天皇は、光仁の第一の子、御母は、皇太后高野新笠、贈太政大臣乙繼の女なり。辛酉の年即位、壬戌に改元。はじめは、平城にまじまじき。山背の長岡にうつりて十年ばかり都なりしが、又、今の平安城にうつされぬ。山背の國をも改めて、山城といへり。永代にかはるまじくなむ、はからはせ給ひける。昔、聖徳太子、蜂岡にのほり給ひて、今の城を見めぐらして、四神相應の地なり。百七十餘年ありて、都を遷されて、かはるまじき所なりと宣ひけりとぞ申し傳へたる。其の年紀もたがはず、又、數十代不易の都となりぬる、誠に、王

氣相應の福地たるにや。

此の天皇、大に佛法をあがめ給ひき。延暦二十三年、傳教、弘法、勅をうけて、唐へ渡り給ひぬ。其の時、すなはち、唐朝へ使を遣はされぬ。大使は、參議左大辨兼越前守藤原葛野麿の朝臣なりき。傳教は、天台の道邃和尚にあひて、其の宗をきはめて、おなじき二十四年、大使と共に、歸朝せられぬ。弘法は、なほ、彼の國にとゞまりて、大同年中に歸り給へり。

この時、東夷叛亂しければ、阪上田村麿を、征夷大將軍になして遣はされしに、ことごとく平けて歸りまうでけり。此の田村麿は、武勇、人に勝れたりき。初は、近衛の將監になり、少將にうつり、中將に轉じ、弘仁の御時にや。大將にあがりて、大納言をかけたなり。文をさかねたれば、納言の官にもほりに

けり、子孫は、今に、文士にてぞ傳はれる。

天皇、天下を治め給ふ事二十四年、七十歳はしましき。第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり。太弟に立ちたまへりしが、己丑の年即位、庚寅に改元。

此の天皇、幼年より聰明にして、讀書を好み、諸藝をならひ給ひき。また、謙讓の大度もましましけり。桓武の帝、鍾愛無雙の御子になむおはしける。儲君に居給ひけるも、父の御門、繼體のため、願命しましけるにこそ。格式なども、此の御時よりえらびはじめられし。また、ふかく佛法をあがめ給ひき。

但、君としては、いづれの宗をも、大概おろしめして、捨てられ

ざらむ事ぞ、國家攘災の御はかりと成なるべき。一宗に志ある人、餘宗を謗りいやむ。大きなるあやまりなり。人の根機、たなくなれば、教法も無盡なり。いはむやわが信ぜる宗を、たに明らめずして、いまた、知らざる教を謗らむは、極めたる罪業にや。われは、此の宗に歸すれども、人は、また彼の宗にこそらさす。共に、随分の益あるべし。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教を捨てず、機をもらさずして、得益の廣からむ事を思ひ給ふべきなり。且は、佛教にかぎらば、儒道の二教、乃至、もろくくの道、賤しき藝までも、おこし用ふるを、聖代といふべきなり。

およそ、男夫は、稼穡をつとめて、おのれも食ひ、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は、紡績を事として、みづからも衣、人をもあたしかならしむ。いやしきに似たれども、人倫の大本なり。天の時に隨ひ、地の利によれり。此の外、商估の利を通ぜるもあり。工巧のわざを好むもあり。仕宦に心さすもあり。これを四民と云ふ。仕宦するにとりて、文武の二道あり。坐して以て、道を論ずるは、文士の道なり。此の道に明らかならば、相とするに堪へたり。征きて功を立つるは、武人のわざなり。此のわざに譽あらば、將とするに足れり。されば、文武の二つは、たはらくも捨て給ふべからば、世亂れたる時は、武を右にし、文を左にす。國治まれる時は、文を右にし、武を左にすともいへり。かくの如く、たなる道を用ひて、民のうれへをやすめ、れのくくのあらそひなからしめむ事を本とすべし。民の賦歛をあつくして、身づからの心をはしきましにする事は、亂

世亂國の基なり。我が國は、國種のかはる事はなけれども、政亂れぬれば、曆數も久しからず。繼體もたがふためじ、所々にあるせり。いはむや人の臣として、其の職を守るべきにおきてをや。

そもく、民を導くにつきて、諸道、諸藝、みな、要樞なり。古には、詩書禮樂をもちて、國を治むる四術とせり。本朝は、四術の學を立てらるゝこと、たじかならざれど、紀傳、明經、明法の三道に詩、書、禮を攝すべきにこそ、算道を加へて四道と云へり。代々に用ひられ、其の職を置かるゝ事なれば、委しく記すにあたはせ。醫、陰陽の兩道、又これ、國の至要なり。金石絲竹の樂は、四學の一にして、もはら、政をする本なり。今は、藝能の如くに思へる、無念の事なり。風を移じ、俗をかふるには、樂よりよき

はなれといへり。一音より、五聲十二律に轉じて、治亂を辨へ、興衰を知るべき道とこそ見えたれ。又、詩賦歌詠の風も、今人の好む所、詩學の本には殊なり。若かれども、一心よりこれりて、よろづの言の葉となり、末の世なれど、人を感じむる道なり。これをよくせば、僻をやめ、邪をふせぐ教なるべし。かゝれば、いづれか心の源を明らめ、正に歸する術なからむ。輪扁が輪をけづりて、齊の桓公を教へ、弓工が弓をつくりて、唐の太宗をさとらめじたぐひもあり。乃至、圍碁、彈碁のたはおれまでも、れろかなる心を治め、かろくしき業をとゞめむが爲なり。但、其の源にもとづかずとも、一藝は學おべき事にや。孔子も、飽までに食して、終日、心を用ふる所なからむよりは、博奕をたにせよといへるめり。まじて、一道をうけ、一

藝にもたづさはらむ人、本をあきらめ、理をさとする志あらば、これより理世の要ともなり、出離のはかりごとくもなりなむ。

此の御門、誠に、顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學もあきらかに、文章もたくみに、書にも勝れ給へりき。宮城の東面の額も、御みづから書かせ給ひぬ。天下を治め給ふ事十四年、皇太弟に譲りて、太上天皇と申しき。帝都の西、嵯峨と云ふ所に、離宮を占めてぞまじくける。一旦、國を譲り給ひしのみならず、行末までも、授けまじまさむの御志にや。新帝の子、恒世親王を太子にたて給ひしを、親王、又かたく辭退して、世を背き給ひけるこそありがたけれ。上皇、深く謙讓しまじけるに、親王、又かく遁れ給ひける。末代までの美談にや。むかし、

仁徳兄弟、相譲り給ひし後には、聞かざりし事なり。五十八歳にはしまじき。

第五十六代、清和天皇、御名は惟仁、水尾の帝とも申せり。文徳第四の子、御母は、皇太后藤原明子、攝政太政大臣良房の女なり。我が朝は、幼主、位に居給ふこと稀なりき。此の天皇、九歳にて即位、戊寅の年なり。己卯に改元。踐祚ありしかば、外祖良房の大臣、はじめて攝政せられぬ。

攝政と云ふこと、もろこしには、唐堯の時、虞舜を登用して、政をまかせ給ひき。これを攝政といへり。かくて、三十年ありて、正位をうけられき。殷の代に、伊尹と云ふ聖臣あり。湯、および太甲を輔佐せり。これは保衡といへり。阿衡とも云へり。其の心は攝政なり。周の世に、周公旦、又大聖なりき。文王の子、武王の弟、成王

の叔父なり。武王の代には、三公につらなり、成王、わかて位につき給ひしかば、周公みづから南面して攝政せり。漢の昭帝、又、幼にて即位、武帝の遺詔により、博陸侯霍光といふ人、大司馬大將軍にて攝政せり。中にも周公、霍氏をぞ先蹤にも申すめる。

本朝には、應神うまれ給ひて、襁褓にまじりしかば、神功皇后、天位に居給ひき。なれども、攝政と申し傳へたり。これは、今の義には異なり。推古天皇の御時、厩戸の皇子攝政と給ひき。これぞ、帝は、位に備はりて、天下の政、なから攝政の御まじりける。齊明天皇の御代に、御子中大兄皇子、攝政と給ひき。元明の御世の末つかた、皇女淨足姫尊、なほらく攝政と給ひき。この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、ま

さしく、人臣にて攝政する事は、始まりにける。

但、此の藤原の一門、神代より、故ありて、國主を輔け奉る事は、ささにも所々にあるせり。淡海公の後、參議中衛大將房前、其の子、大納言眞楯、其の子、右大臣内麻呂の三代は、上二代の如く、榮えやありけむ。内麻呂の子、冬嗣の大臣、藤原の衰へぬる事を歎きて、弘法大師に申しあはせて、興福寺に南圓堂を立て、祈り申されけり。此の時、明神、役夫にまじりて

補陀落のみなみの岸に、堂立てし、

いまぞさかえむ、北の藤なみ。

と詠じ給ひけりとぞ。この時に、源氏の人、數多失せにけりと申す人あれど、大きなるひが事なり。皇子、皇孫の、源の姓を賜はり、高官高位にいたる事は、此の後の事なれば、誰人か失す

べき。されど、彼の一門の榮えし事、まことに、祈請に應へたりとは見えたり。

大かた、此の大臣、遠きおもひはかりねはしけるにこそ。子孫、親族の學問を勧めむために、勸學院を建立せり。大學寮に東西の曹司あり。菅江の二家、これをつかさどりて、人を教へし所なり。彼の大學の南に、此の院を建てられしかは、南曹とぞ申しし。氏の長者たる人、むねと、此の院を管領して、興福寺、および氏の社の事を取りたこなひぬ。良房の大臣、攝政せられしより、彼の一流に傳はりて、絶えぬ事になりけり。幼主の時ばかりかと覺えしかと、攝政、關白も、定まれる職になりぬ。おのづから、攝關と云ふ名をとどめらるし時も、内覽の臣をおかれたれば、執政の義かはる事なし。

天皇おとなび給ひければ、攝政、政を返し奉りて、太政大臣にて、白河に閑居せられにけり。君は外孫にまじませば、猶も、權を專にせらるとも、争ふ人あるまじくや。されども、謙退の心深く、閑適を好みて、常に、朝參などもせられざりけり。其のころ、大納言伴善男と云ふ人、寵ありて、大臣を望む志なむありける。時に三公、闕なかりき。信の左大臣を失ひて、其の闕に望み、任せられむとあひはかりて、まづ、應天門を焼かしめぬ。左大臣、世を亂らむとするくはたてなりと讒奏せり。天皇驚き給ひて、糺明に及ばせ。右大臣にめし仰せて、すでに、誅せらるべきになりぬ。太政大臣、此の事を聞き、驚き遽てられけるあまりに、烏帽子、直衣を着ながら、白晝に、騎馬にて馳參りて、申しなためられにけり。其の後、善男が陰謀露れて、流刑に處せ

られぬ。此の大臣の忠節、誠に、やむ事なきことになむ。
 此の御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南、男山石清水にうつり
 給ひき。天皇まことめして、勅使を遣はし、其の所を點し、もろ
 くの工にれほせて、新宮をつくりて、宗廟に擬せられぬ。
 天皇天下を治め給ふ事十八年、太子に譲りて、去りぞかせ給
 ひぬ。中三とせばかりありて出家、慈覺の弟子にて、灌頂うけ
 させ給ひぬ。丹波の水尾と云ふ所にうつらせ給ひて、練行と
 まし、が程なくかくれ給ひぬ。御年三十一歳おはしましき。
 第五十七代、陽成天皇、御名は貞明、清和第一の子、御母は、皇太
 后藤原高子、贈太政大臣長良の女なり。丁酉の年即位、改元。右
 大臣基經攝政して、太政大臣に任せられぬ。忠仁公の故事の
 如くなりき。

此の天皇、性惡にして、人主の器に堪へず見え給ひければ、攝
 政歎きて、廢立の事を定められにけり。むかし、漢の霍光、昭帝
 を輔けて攝政せしに、昭帝世を早く去給ひしかば、昌邑王を
 立て、天子とせり。昌邑不徳にして器にたへず。即、廢立を行
 ひて、宣帝を立て奉りき。霍光が大功とこそあるに傳ふめれ。
 此の大臣、まさしき外戚の臣にて、政を專にせられしに、天下
 のため、大義を思ひて、定め行はれける、いとめでたし。されば、
 一家にも人こそ多くきこえしかど、攝政、關白は、此の大臣の
 末のみぞ、絶えせぬ事になりける。つぎ、大臣、大將にの
 ほる藤原の人々も、皆、此の大臣の苗裔なり。積善の餘慶なり
 とこそおほえつれ。
 天皇、天下を治め給ふ事八年にして、去りぞけられ、八十二歳

までおはしましき。

第五十八代、第三十一世、光孝天皇、御名は時康、小松の帝とも申せり。仁明第二の子、御母は、贈皇太后藤原澤子、贈太政大臣總繼の女なり。陽成をりぞけられ給ひし時、攝政昭宣公、もろくの皇子を相し申されけり。此の天皇、一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年高くて、小松の宮にまゝけるに、俄に詣でて見給ひければ、人主の器量、餘の皇子たちに勝れまゝけるによりて、即、儀衛をととのへて迎へ申されけり。本位の服を着しなから、鑾輿に駕して、大内に入らせ給ひにき。今年甲辰の年なり。乙巳に改元。

踐祚のはじめ、攝政を改めて關白とせり。これ、我が朝、關白の始なり。漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時、政をかへして退き

けるを、萬機の政、猶光に關り白さしめよとありし、其の名をとりて授けられにけり。此の天皇、昭宣公のさためによりて、立ち給ひしかば、御志も深かりしにや。其の子を、殿上にめして元服せしめ、御みづから位記をあそばして、正五位下になし給ひけりとぞ。久しく絶えにける芹川の御幸などありて、古き跡を興されし事も聞えき。天下を治め給ふ事三年、五十八歳れはしましき。

大かた、天皇の世つぎをゑるせるふみ、昔より今にいたるまで、家々に數多あり。かく記せるも、さらに、珍しからぬ事なれど、神代より、繼體、正統の違はせ給はぬ、一はしを申さむが爲なり。我が國は神國なれば、天照大神の御はからひにまかせられたるにや。されど、其の中に、御あやまりあれば、曆數も久

とからず、又、つひには、正路にかへれど、一旦もまづませ給ふためにもあり。これは、皆、みづからなさせ給ふ御科なり、冥助の空とさにはあらず。

神武より景行まで十二代は、御子孫、そのまゝにつがせ給へり、疑はとからず。日本武尊、世を早くとまじくしによりて、御弟成務へたたり給ひしかど、日本武の御子にて仲哀傳へまじくぬ。仲哀、應神の御後に、仁徳傳へ給へりしが、武烈にて、日嗣絶えまじくし時、應神五世の御孫にて、繼體天皇えらばれ立ち給ひぬ。これなむ、珍とされたためとなる。されど、二つをならべ争ふ時にこそ、傍正のうたがひもあれ。群臣、皇胤なまことを愁へて、求め出で奉りしうへに、其の御身、賢にして、天の命をうけ、人の望に適ひまじくければ、とかくのうた

がひあるべからず。其の後、相つぎて、天智、天武、御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御ながれ、久しく傳へられしに、稱徳、女帝にて御嗣もなく、又、政も濫りがはしく聞えしかば、たしかなる御讓なくて、絶えにき。光仁、又、傍よりえらばれて立ち給ひぬ。これなむ、又、繼體天皇の御事に似給へる。然れども、天智は、正統にてまじくき。第一の御子大友こそ、あやまりて天下を得給はざりしかど、第二の皇子にて、施基の御子、御科なかりき。其の御子なれば、此の天皇の立ち給へる事、正理にかなへりとぞ申すべき。今の光孝、又、昭宣公のえらびにて、立ち給ひぬといへども、仁明の太子、文徳の御ながれなりしがど、陽成、悪王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、まかも、賢才、諸親王に勝れまじくければうた

がひなき天命とこを見えつれ。かやうに、傍より出で給ふ事、これまで三代なり。人のなせる事とは、心得奉るまじきなり。さきに、あるせることわりを、よく辨へらるべき者をや。光孝より上つかたは、一向上古なり。よろづの例を勘ふるも、仁和より下つ方をぞ申すめる。いにしへすら、猶、かゝる理にて、天位を嗣ぎ給ひぬ。まして、末の世には、まさしき御讓なく、ては保たせ給ふまじき事と、心得奉るべきなり。第五十九代、第三十二世、宇多天皇、御名は定省、光孝第三の御子、御母、皇太后班子の女王、仲野親王の女なり。元慶の頃、孫王にて、源氏の姓を給はらせまじき。そのかみ、常に、鷹狩を好ませ給ひけるに、ある時、賀茂の大神顯はれて、皇位につかせ給ふべきよしを示し申されけり。踐祚の後、かの社の臨時

の祭をはじめられしは、大神の申しうけ給ひける故とぞ。仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子たちをおきて、讓をうけ給ひぬ。まづ、親王となり、皇太子に立ち、すなはち受禪、同年の冬即位、中一年ありて、己酉に改元。踐祚のはじめより、太政大臣基經、また關白せられぬ。此の關白薨じて後は、なほらく、其の人なかりき。

天下を治め給ふ事十年、位を太子に讓りて、太上天皇と申しき。中一年ばかりありて、出家せさせ給ひぬ。御年三十三にや。若くより、其の御志ありきとぞ仰せ給ひける。弘法大師三代の弟子、益信僧正を御師にて、東寺にて灌頂せさせ給ひぬ。又、智證大師の弟子、増命僧正にも、比叡山にてうけさせ給へり。弘法の流をむねとせさせ給ひければ、其の御法流とて、今に

絶え、仁和寺に傳ふるはこれなり。王位を去りて、釋門に入ることは、其の例多しといへども、かく、法流の正統となり、若しも、御子孫、繼體と給へる、ありがたきためしにや。今この世の中までも、賢かりし事には、延喜、天曆と申しならはしたれど、この御世こそ、上代によれば、無爲の御政なりけむと推し量られぬ。菅氏の才名によりて、大納言大將まで登用と給ひしも、此の御時なり。また、讓國の時、さまよひ、訓へ申されし寛平の御誠とて、君臣仰ぎて見奉る事もあり。昔もろこしにも、天下の明德は、虞舜より始まると見えたり。唐堯の用ひ給ひしに、よりて、舜の徳もあらはれ、天下の道も明らかになりけり。とぞ。二代の明德をもちて、この御事れは、はかり奉るべし。御壽も長くて、朱雀院の御代にぞかくれさせ給ひ

ける。六十五歳おはしましき。第六十代、第三十三世、醍醐天皇、御名は敦仁、宇多第一の子、御母は、贈皇太后藤原胤子、内大臣高藤の女なり。丁巳の年即位、戊午に改元。大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人、上皇の勅をうけて、輔佐と申されき。後に、左右の大臣に任せられて、ともに、萬機を内覽せられけりとぞ。御門、御年十四にて、位に即かせ給へり。をさなくまじく、いかど、聰明叡哲に、きこえ給ひき。兩大臣、天下の政をせられしが、右相は、年もたけ、才もかゝりて、天下の望む所なり。左相は、譜代の器なりければ、捨てられ難かりけるを、或時、上皇の御在所、朱雀院に行幸、猶、右相に任せらるべしと云ふ、さためありて、すべに召し仰せ給ひけ

るを、右相、固く遁れ申されてやみぬ、其の事、世に洩れにけるにや。左相、憤を含み、さまよひの讒を設けて、終にかたおけ奉りし事こそあさましけれ。この君の御一失とぞ申し傳へし。善相公、清行朝臣は、此の事、いまたささざりしに、かねてさとりて、菅氏に災を遁れ給ふべきよしを申しけれど、さたなきて、此の事出来にき。

さきにも申せり。我が國には幼主の立ち給ふ事、昔はなかりし事なりき。貞觀、元慶の二代は、じめて、幼にて立ち給ひしは、忠仁公、昭宣公、攝政にて、天下を治められき。此の君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなく、御みづから政をたらせまじくける。猶、御幼年の故にや。左相の讒にも、迷はせ給ひけむ。聖も賢も、一失はあるべきにこそ。其の趣、經書に見えたり。

されば、曾子は、我日三省吾躬といひ、季文子は、三思ともいへり。聖徳の譽ましまさむにつけても、いよゝゝ慎みますべきことなり。此の君、久しく、世をたもたせ給ひて、徳政を好み行はせ給ふ事、上代にこえたり。天下泰平、民間安穩にて、本朝、仁徳の古き跡にもなぞらへ、異域、堯舜のかとこき道にもたぐへ申しき。

延喜七年丁卯の年、もろこしの唐滅びて、梁と云ふ國にうつりにけり。打ちつゞき、後唐、晉、漢、周といふ五代をむありし。此の天皇、天下を治め給ふ事三十三年、四十六歳おはしましき。第六十一代朱雀天皇、御名は寛明、醍醐十一の子、御母、皇太后藤原穩子、關白太政大臣基經の女なり。御兄、保明の太子早世、其の御子、慶頼の太子も、打ち續きかくれまじよかは、保明一

腹の御弟にてたち給ひぬ。庚寅の年即位、辛卯に改元。外舅左大臣忠平、攝政せられき。寛平に昭宣公薨じて後は、延喜御一代まで攝關なかりき。此の君又、幼主にて立ち給ひむによりて、故事にまかせて、萬機を攝行せられけるにこそ。此の御時、平の將門といふものありき。上總介高望が孫なり。執政の家に仕うまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり。不許なるによりて、憤をなれ、東國に下向して、叛逆をおこしてけり。まづ、伯父、常陸の國の大掾國香を攻めしかば、國香は自殺しぬ。これより、阪東をたしなむかむ、下總の國、相馬郡に居所を定め、都と名づけ、みづからも、平新皇と稱し、官爵をなむ與へけり。これによりて、天下騒動せり。參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を、征東大將軍とし、源經基、藤原仲舒を副將

軍として、さし遣はされぬ。平貞盛、藤原秀郷等、心を一にして、將門をほろぼして、其の首を奉りしかば、諸將は、道より歸り参りにき。藤原の純友といふもの、將門に同意して、西國にて叛亂せしを、少將小野好古を遣はして、追討せられぬ。かくて、天下まづまりにき。延喜の御代、さしも安寧なりむに、いつしか、此のみたれ出で來りぬ。天皇も、れたやかにまじりけり。又、貞信公の執政なりしかば、政のたがふ事はあらじ。時の災難にこそとぞ覺ゆる。

天皇、御子まじまさず。一腹の御弟、太宰の帥の親王を、太弟に立て、天位を譲りて尊號ありき。後には、出家せさせ給ひぬ。天下を治め給ふ事十六年、三十歳ねはしましき。第六十二代、第三十四世、村上天皇、御名は成明、醍醐十四の子、

朱雀同母の御弟なり。丙午の年即位、丁未に改元。兄弟相譲らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀ありき。此の天皇、賢明の御生まれ、先皇の跡をつぎ申させ給ひければ、天下安寧なる事も、延喜、延長のむかひに異ならせ、文筆諸藝を好み給ふ事も、かはりまさざりけり。よろづのためには延喜、天曆の二代とぞ申しける。もろここの賢き明王も、三代と傳はるは稀れなりき。周には、文武成康、漢には、文、景などぞありがたき事に申しける。光孝傍より、えらばれ立ち給ひしに、打ちつゞきて、明王の傳へ給ひし、我が國の中興すべき故にこそありけり。又、繼體も、唯、此の一流にのみぞ定まりたる。

末つかた、天徳年中にや。はじめ、内裏に炎上ありて、内侍所も焼けにしが神鏡は、灰の中より出だし奉りぬ。圓規損ずる事もなくして、分明にあらはれ出で給へり。見奉る人、驚感せずといふ事なかりきとぞ。御記に見えたる。この時に、神鏡の、南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣、袖にうけられたりと申す事あれど、ひがごとを云ひ傳へたるなり。應和元年辛酉の年、もろこしの後周滅びて、宋の代にさだまりぬ。此の天皇、天下を治め給ふこと二十一年、四十二歳おはしましき。

御子多くまししく、し中に、冷泉、圓融は、天位に即き給ひしかば、申すに及ばず。親王の中に、具平親王、賢才文藝のかた、代々の御あとを、よく相つぎ申し給ひけり。一條の御代に、よろづ昔をおこし、人を用ひまししく、ければ、此の親王、昇殿し給ひ

し日、清涼殿にて、作文ありしに、所貴是賢才といふ題にて、韻を採らるゝ事ありき。此の親王の御爲なるべし。凡、諸道にあきらかに、佛法の方まで暗からざりけりとぞ。昔より、源氏多かりしかども、此の御末のみぞ、今にいたるまで、大臣以上にいたりて、相つげり。

源氏といふ事は、嵯峨の御門、世の費を思ひめして、皇子皇孫に、姓を給ひて、人臣となし給ひぬ。すなはち、御子、あまた、源氏の姓を給はりぬ。桓武の御子、葛原の親王の男、高棟、平の姓を給はり、平城の御子、阿保親王の男、行平、業平等、在原の姓を給はれる事も、此の後の事なれど、これは、たまゝの義なり。弘仁以後、代々の御後は、みな、源の姓を給ひとなり。親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらば、國々に封戸など立てられて、世

のつひえなりしかは、人臣につらぬ、宦學して朝要にかなひ、器に隨ひ、昇進すべき御おきてなるべし。姓を給はる人は、直に、四位に叙せらる。當君のは、三位なるべしと云へり。かくて、代々の間、姓を給ひし人、百十餘人もありけむ。されど、他流の源氏、大臣以上にいたりて、二代と相續する人の、今まで、きこえぬこそ、いかなる故ならむとれほつかなけれ。嵯峨の御子、姓をたまひし人、二十一人、此の中、大臣にのほれる人、當の左大臣、信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に、姓を給ひし人、十三人、大臣にのほれる人、多の右大臣、光の右大臣、文徳の御子に、姓を給ひし人、十二人、大臣にのほれる人、能有の右大臣、清和の御子に、姓を給ひし人、十四人、大臣にのほれる人、十世の御すゑに、實朝の右大臣、陽成の御子に、姓を給ひし

人三人、光孝の御子に、姓を給ひし人十五人、宇多の御孫に、姓を給はりて、大臣にのほれる人、雅信の左大臣、重信の左大臣、醍醐の御子に、姓を給ひし人二十人、大臣にのほれる人、高明の左大臣、兼明の左大臣、此の後は、皇子の姓を給ふ事は絶えにけり、皇孫には、あまたあり。任大臣を本と記すによりて、こゝとく載せず。近くは、後三條院の御孫に、有仁の左大臣、二世の源氏にて、大臣にのほれり。かやうに、たましく、大臣にいたりても、いづれか二代と相つげる。ほとく、納言以上にて、傳はれるだに稀なり。雅信の大臣の末ぞ、おのづから、納言までものほりて残りたる。高明の大臣の後、四代、大納言にてありしも、早く絶えにき。いかにも故ある事かと覺えたり。皇胤の貴種より出でぬる人、蔭をたのみ、いと、才などもなく、剩、人に

おそり物に慢ずる心もあるべきにや。人臣の禮にたがふ事ありぬべし。寛平の御記に、其のはこの見えとなり。後をもよくかゞみさせ給ひけるにこそ。

この親王ぞ、まことに、才も高く、徳もたはらけるにや。其の子、師房、姓を給はりて、人臣に列せられき。才藝、古に耻ぢず。名望、世に聞えたり。十七歳にて納言に任せられ、數十年の間、朝廷の故實に練じ、大臣、大將にのほりて、懸車の齡までつかうまつられぬ親王の女、祇子の女王は、宇治の關白の室なり。依りて、此の大臣をば、彼の關白の子に与給ひて、藤氏にかはらず、春日の社にも参り仕うまつられけりとぞ。又、やがて、御堂の息女に、相嫁せられしかば、子孫も、みな、彼の外孫なり。此の故に、御堂、宇治をば、遠祖の如くに思へり。それよりこのかた、和

漢の稽古をむねとし、報國の忠節を先とする誠あるによりてや。此の一流のみ絶えずして、十餘代に及べり。其の中にも、行迹疑はしく、貞節おろそかなるたぐひは、たのづから衰へて、跡なきもあり。向後といふとも、慎み思ひ給ふべき事なり。大かた、天皇の御事を忘るゝ奉る中に、藤氏のおこりは、所々に申せり。源のながれも、久しくなりぬるうへに、正路をふむべき一はしを心ざして記せるなり。君も、村上の御ながれ一とほりにて、十七代に成らせ給ひぬ。臣も、此の末の源氏こそ、相傳はりたれば、只、この君の徳すぐれ給ひける故に、餘慶あるかとこそあふぎ申しけれ。

第六十三代、冷泉院、御名は憲平、村上第二の御子、御母は、中宮藤原安子、右大臣師輔の女なり。丁卯の年即位、戊辰に改元。

此の天皇、邪氣おはしましければ、即位の時、大極殿に出で給ふ事も、たやすかるまじかりけるにや。紫宸殿にて、其の禮ありき。二年ばかりして、讓國、六十二歳おはしましき。

此の御門より、天皇の號を申させ、又、宇多より後、諡を奉らせ。遺詔ありて、國忌、山陵をおかれざる事は、君父の賢き道なれど、尊號をとゞめられしことは、臣子の義にあらず。神武以來の御號も、みな、後代のさためなり。持統、元明よりこのかた、遜位、或は出家の君も、諡をたてまつり、天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の議なれども、心を得ぬことなり。

第六十六代、第三十六世、一條院、御名は懷仁、圓融第一の子、御母は、皇后藤原詮子、攝政太政大臣兼家の女なり。花山の帝、神器をすて、宮を出で給ひしかば、太子の外祖にて、兼家の右

大臣おはせしが、内に参り、諸門をかためて、讓位の儀を行はれき。新主をさなくまじく、しかば、攝政の儀ふるきがごとくなりき。丙戌の年即位、丁亥に改元。

その後、攝政、病により、嫡子内大臣道隆に譲りて出家、猶、准三宮の宣を蒙られぬ。此の道隆はじめて、大臣を辭して、前官にて關白せられき。病ありて、其の子内大臣伊周、おほらく、相代りて内覽せられしが、相續して關白たるべきよしを存せられけるに、道隆かくれて、やがて、弟の右大臣道兼なられぬ。七日といふに、あへなく失せられにき。其の弟に道長、大納言にておはせしが、内覽の宣を蒙りて、左大臣までいたられしかと、延喜、天曆の昔を、おほしめしけるにや。關白はやめられにき。三條の御時にや。關白して、後一條の御世のはじめ、外祖に

て攝政せられぬ。兄弟多くおはせしに、此の大臣の御ながれ、一に、攝政關白は、お給ひしぞかし。昔も、いかなる故にか、昭宣公の三男にて、貞信公、貞信公の二男にて、師輔、師輔の三男にて、東三條大臣、東三條の三男にて、道綱の大將は、一男か、されど、三男を記す。此の大臣、みな、父の立てたる嫡子ならで、自然に、家をつがれたり。祖神のはからはせ給へる、道にこそありけめ。此の御代には、さるべき上達部、諸道の家々、顯密の僧までも、すぐれたる人多かりき。されば、御門も、われ、人を得たる事は、延喜、天曆にまされりとぞ、自歎せさせ給ひける。天下を治め給ふ事二十五年、御病のほどに讓位ありて、出家せさせ給ひぬ。三十二歳おはしましき。

第六十八代、後一條院、御名は敦成、一條院第二の子、御母は、皇

后藤原彰子、攝政道長の大臣のむすめなり。丙辰の年即位、丁巳に改元。外祖道長の大臣、攝政せられしが、後に、攝政をば嫡子頼通の、内大臣におはせしに譲り、猶太政大臣にて、天皇御元服の日、加冠、理髮、父子並びて勤仕せられしこそ、珍しかりしか。

冷泉、圓融の兩流、かはるゝ、おらせ給ひしに、三條院、かくれ給ひて後、御子の敦明の御子、太子に居給ひしが、心と遁れて、院號かうふりて、小一條院と申しき。これより、冷泉の御流は、絶えにけり。東宮おりぞき給ひしかば、この天皇、同母の御弟、敦良親王立ち給ひき。天皇も、御子なくて、かの東宮の御末に、繼體せさせ給ひける。

天下を治め給ふ事二十年、二十九歳おはしましき。

第七十一代、第三十八世、後三條院、御名は尊仁、後朱雀第二の子、御母は、中宮禎子内親王、三條院の皇女なり。後朱雀の御素意にて、大弟に立ち給ひき。又、三條の御末をもうけ給へりき。昔も、かゝるためしありき。兩流を内外にうけ給ひて、繼體の主となりましき。戊申の年即位、己酉に改元。

此の天皇は、東宮にて、久しくおはしましければ、おづかに、和漢の文、顯密の教までも闇からず知らせたまひき。詩歌の御製も、あまた人の口に殘るめり。後冷泉のすゑさま、世の中あれて、民間のうれへありき。四月より位に居給ひしかば、いまた、秋のをさめにも及ばぬに、世の中のなほりにける。有徳の君にてましき。けりとぞ申し傳へたる。始めて、記録所と云ふ所をおかれて、國々の衰へたる事をなほされき。延喜天曆

よりこなたには、まことに、かしこき御事なりけむかし。
 天下を治め給ふ事四年、太子に譲りて尊號あり。後に、出家せ
 させ給ひき。此の御時よりぞ、執柄の權抑へられて、君の御み
 づから政をしらせ給ふ事にかへりにし。されど、其の頃まで
 も、讓國の後、院中にて政務ありとは見えず。四十歳おはしま
 しき。

第七十二代、第三十九世、白河院、御名は貞仁、後三條第一の子、
 御母は、贈皇太后藤原茂子、贈太政大臣能信の女、實は中納言
 公成の女なり。壬子の年即位、甲寅に改元。

いにしへの跡を興されて、野の行幸などもあり。又、白河に法
 勝寺をたて、九重の塔婆なども、昔の御願の寺々にも超えた
 めしなき程にぞ、作りととのへさせ給ひける。此の後、代ごと

に打ち續き、御願寺を建てられしを、造寺熾盛の謗ありき。造
 作のために、諸國の重任などいふ事多くなりて、受領の功課
 もたゞしからず、封戸、莊園、あまた寄せおかれて、まことに、國
 の費とこそなりにしか。天下を治め給ふ事十四年、太子に譲
 りて尊號あり。世の政をはじめて、院中にておらせ給ひき。後
 に、出家せさせ給ひても、猶、そのまゝにて、御一期は、すこさせ
 ましき。

おりゐるにて世を忘れさせ給ふ事、昔はなかりとなり。孝謙、脱屣
 の後にぞ、廢帝は、位に居給ふばかりと見えられたるも、古代の
 事なればたしかならず、嵯峨、清和、宇多の天皇も、たゞ譲りて
 のかせ給ひぬ。圓融の御時は、やうくおらせ給ふ事もあり
 たりや。院の御前にて、攝政兼家の大臣承はりて、源時中の朝

臣を参議になされたりとて、小野宮の實資の大臣などは、傾け申されけりとぞ。
 されば、上皇まじませど、主上をさなくおはします時は、ひとへに、執柄の政なりき。宇治の大臣の世となりては、三代の君の執政にて、五十餘年權を專にせられぬ。先代には、關白の後は、如在の禮にてありしに、あまりなる程に成りにければ、や。後三條院坊の御時より、あしさまに思ひめすよと聞えて、御中らひあしくてあやぶみおほしめす程の事のみなむありける。踐祚の時、即、關白をやめて、宇治に籠られぬ。弟の二條の教通の大臣、關白せられしが、殊の外に、其の權もなくおはしき。まして、此の御代には、院にて政をさかせ給へば、執柄は、たゞ、職に備はりたるばかりになりぬ。

されど、これより、又古き姿は、一變するにやありけむ。執柄、世を行はれしかど、宣旨、官符にてこそ、天下の事は施行せられしに、此の御時より、院宣、廳の御下文を、重くせられしに、よりて、在位の君、また、位に備はり給へるはかりなりき。世の末になれる姿なるべきにや。

又、城南の鳥羽と云ふ所に、離宮を立て、土木の大なるいとなみありき。昔は、おりの君は、朱雀院にまじまじき。これを後院といへり。又、冷然院にもおはしけるに、かの所々には、住ませ給はせ。又、白河より後には、鳥羽殿をもて、上皇、御座の本所とは定められにけり。御子堀川の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位まで、五十餘年、世をたらせ給ひしかば、院中の禮など云ふ事も、これよりぞ定まりにける。すべて、御心の

まゝに、久しくたもたせ給ひし御代なり。七十七歳おはしましき。

第七十四代、第四十一世、鳥羽院、御名は宗仁、堀河第一の子、御母は、贈皇太后藤原茨子、贈太政大臣實季の女なり。丁亥の年即位、戊子に改元。天下を治め給ふこと十六年、太子に譲りて尊號あり。

白河、世をあらせ給ひしかば、新院とて、所々の御幸にも、おなじ御車にてありき。雪見の御幸の日、御鳥帽子、直衣に、深沓をめぐり、御馬にて、本院の御車のさきにまゝにける、世にめぐらかなる事なれば、こぞりて見奉りき。昔、弘仁の太上皇、嵯峨の院にうつらせ給ひし日に、御馬にて、都より出でさせまして、宮城の内をも、通らせ給へりといふ事の見えし。かやう

の例にやありけむ。

御容儀めでたくまじくければ、さらをも好ませ給ひけるにや。装束のこはくなり、鳥帽子の額など云ふことも、其の頃より出来にき。花園の有仁の大臣、又、容儀ある人にて、仰せあはせて、上下おなじ風になりけるとぞ申すめる。

白河院かくれ給ひて後、政を知らせ給ひぬ。御孫ながら御子の儀なれば、重服を着させ給ひけり。これも、院中にて二十餘年、其のあひたに、御出家ありしかど、猶、世をあらせ給ひき。されば、院中の古きためしには、白河、鳥羽の二代を申すなり。五十四歳はしましき。

第七十七代、第四十二世、後白河院、御名は雅仁、鳥羽第四の子、崇徳同母の弟なり。近衛は鳥羽の上皇、鍾愛の御子なりしに、

早世せましくぬ。又、崇徳の御子、重仁の親王つかせ給ふべかりしに、もとより、御中心よからでやみぬ。上皇おほしめし煩ひけれど、此の御門たゞせ給ひにき。立太子もなくて、すぐに居させ給ひぬ。今は、此の御末のみこそ繼體と給へば、若かるべき天命とぞ覺ゆる。己亥の年即位、丙子に改元、年號を保元といひき。鳥羽院、晏駕ありしかば、天下をまらせ給ひぬ。左大臣頼長ときこえしは、知足院の入道、關白忠實の次郎なり。法性寺關白忠通の大臣、此の大臣の兄にて、和漢の才高くして、久しく、執柄にて仕へられき。此の大臣も、漢才はたかく聞えしかど、本性あしくおはしけりとぞ。父の愛子にて、よこさまに申し請けられければ、關白をばおきながら、藤氏の長者になり、内覽の宣旨を蒙られぬ。長者の、他人にわたる事、攝

政關白はじまりては、其の例なり。内覽は、むかし、醍醐の御代のはじめつがた、本院の大臣と菅家と、政を輔けられし時、相並びて、其の號ありきと申すめれど、本院も、關白にはあらず。其の例たがふにや。兄の大臣は、本性おたやかにおはしければ、思ひいれぬさまにてぞ過をされける。近衛の御門、かくれ給ひし頃より、内覽をやめられたりしに、恨を含みて、おほかた、天下を我がまゝにとはからはれけるにや。崇徳の上皇を申しすゝめて世をみたらぬ。父の法皇、晏駕の後、七ヶ日はかりにやありけむ。忠孝の道かけにける事と見えたり。法皇も、かねてさとらせ給ひしにや。平清盛、源義朝等にめとあふせて、内裏をまもり奉るべきよと、勅命ありきとぞ。上皇、鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿と云ふ所にて、すぐ

に、兵を集められければ、清盛、義朝等に勅して、上皇の宮を攻められぬ。官軍勝にのれりしかば、上皇は、西山の方にながれ、左大臣は、流矢にあたりて、奈良坂の邊までおちゆかれけるが、終に、客死せられぬ。上皇、御出家ありしかど、猶、讃岐に遷され給ひぬ。左大臣の子ども、國々に遣はされぬ。武士どもも、多く誅にふしぬ。其の中に、源爲義ときこえしは、義朝が父なり。いかなる御志かありけむ。上皇の御方にて、義朝と各別になりぬ。餘の子どもは、父に屬しけるにこそ。軍やぶれて、爲義も出家したりしを、義朝預かりて誅せしこそ。ためしなき事に、はあれ。嵯峨の御代に、奈良坂のたふかひありて、後は、都に兵革といふ事をかりしに、これより亂れをめぐるも、時運のくたりぬる姿とぞ覺ゆる。

この君の御乳母の夫にて、通憲法師と云ひしは、藤家の儒門より出でたり。宏才博覽の人なりき。されど、時にあはずして出家したりしに、此の御代にいみじく用ひられて、内々には、天下の事、さながらはからひ申しけり。大内は、白河の御代より、久しく荒廢して、里内裏にのみまゝし、しを、謀をめぐらし、國の費もなく造り立て、絶えたる公事どもをも申し行ひき。すべて、京中の道路などもはらひ清めて、昔に歸りたるすがたにぞありし。

天下を治め給ふ事三年、太子に譲りて、例のごとく尊號ありき。院中にて天下をたらせ給ふ事三十餘年、其の間に御出家ありしかど、政務はかはらぎ。白河、鳥羽兩代の如くなりき。されども、うちつゞき亂世にあはせ給ひしこそ、あさましけれ。

五代の帝の父祖にて、六十六歳おはしましき。

第七十八代、二條院御名は守仁、後白河の太子、御母は、贈皇太后藤原懿子、贈太政大臣經實の女なり。戊寅の年即位、己卯に改元、年號を平治と云ひき。

右衛門督藤原の信賴といふ人あり。上皇いみじく寵せさせ給ひて、天下の事をさへ、さかせらるゝまぞになりければ、おどりの心も萌えて、近衛の大將を望み申しゝを、通憲法師諫め申してやみぬ。其の時、源義朝朝臣が、清盛朝臣におさへられて、恨を含めりけるを、相かたらひて、叛逆を思ひ企てけり。保元の亂には、義朝が功高くありけれど、清盛は、通憲法師が縁者になりて、殊の外に召しつかはれぬ。通憲法師、清盛等をうとむひて、世を恣にせむとぞはからひける。清盛、熊野に

まうぞける隙をうかがひて、まづ、上皇御座の三條殿といふ所をやきて、大内に遷し申し、主上をも傍にたしこめ奉りぬ。通憲法師遁れがたくやありけむ。みづから失せぬ、其の子ども、やがて國々へながし遣はしき。

通憲も、才學あり、心もさかたかりけれど、己が非をとり、未萌の禍を防ぐまでの知分やかけたりけむ。信賴が非をは諫め申しけれど、我が子どもは、顯職顯官に登り、近衛次將などにさへなり、參議以上にあがるもありき。かくて失せにまかは、これも、天意にたがふ所ありといふ事は、うたがひなし。

清盛、此の事を聞き、道よりのほりぬ。信賴かたらひれさける近臣等の中に、心がはりする人々ありて、主上、上皇を忍びて出たと奉り、清盛が家に遷し申してけり。すなはち、信賴、義朝

等を追討せられぬ。程なく打ちあかぬ。信頼は捕はれて首を
 きられにけり。義朝は、東國へ心ざして遁れしかど、尾張の國
 にてうたれぬ。其の首を梟せられにき。

義朝、重代の兵たりしうへ、保元の勳功捨てられ難かりしに、
 父の首をきらせたりし事、大なるとがなり。古今にもさかず。
 和漢にも例なし。勳功に申し替ふとも、みづから退くとも、な
 どか父を申したすくる道なかるべき。名行かけはてにけれ
 は、いかでか、つひに、其の身を全くすべき。滅びぬることは天
 理なり。れよそ、かゝる事は、其の身のとがはさることにて、朝
 家の御あやまりなり。よくく、案あるべかりけることにこ
 そ。

其の頃、名臣も數多ありしにや。又、通憲法師よろづ申し行ひ

しに、などか諫め申さざりける。大義には親を滅ぼすと云ふ
 事のあるは、石碯といふ人、其の子を殺したりしことなり。父
 として、不忠の子を殺すは理なり。父、不忠なりとも、子として
 殺すと云ふ道理なし。孟子に、譬をとりていへるに、舜の天子
 たりし時、其の父瞽叟、人を殺す事あらむを、時の大理なりし
 臯陶、捕へたらば、舜はいかゞを給ふべきといふに、舜は位を
 すて、父を負ひてぞ去らまじとあり。大賢のをしへなれば、
 忠孝の道あらはれて、おもむろくこそ。保元、平治よりこのか
 た、天下亂れて、武用さかりに、王位軽くなりぬ。いまた、太平の
 世にかへらざるは、名行のやぶれをめしによれる事とぞ見
 えたる。

かくて、若はし若づまれりしに、主上、上皇、御中あしくて、主上

の外舅、大納言經宗、御めのと子の別當惟方等、上皇の御意に背きければ、清盛朝臣に仰せてめしとり、配所に遣はされぬ。これより清盛、天下の權を恣にして、程なく、太政大臣にあり、其の子、大臣、大將になり、あまさへ、兄弟、左右の大將にて、並びにき。天下の諸國は、半するまで家領となし、官位は、おほく一門の家僕にふさげたり。王室の權、さらになきが如くなりぬ。

この天皇、天下を治め給ふ事七年、二十三歳おはしましき。第八十代、第四十三世、高倉院、御名は憲仁、後白河第五の子、御母は、皇后平滋子、贈左大臣時信の女なり。戊子の年即位、己丑に改元。

上皇、天下を知らせ給ふ事、もとの如くなりき。清盛、權を專に

せし事は、殊更に、此の御代の事なり。其の子、徳子、入内して女御となりぬ。即、立后ありき。末つがた、やうく、所々に、反亂の聞えあり。清盛一家、非分のわざ、天意に背きけるにこそ。嫡子、内大臣重盛は、心はへさかしくて、父の悪行なども、諫めとゞめたるさへ、世を早くしぬ。いよく、おこりを極め、權をほしきまゝにす。時の執柄にて、菩提院の關白基房の大臣おはせしも、中らひよろしからぬ事ありて、太宰權帥に遷され、配流せられぬ。妙音院の師長の大臣も、京中を出たされぬ。其の外に、罪せられし人多かりき。

從三位源賴政といひし者、院の御子、以仁の王とて、元服はありしかど、親王の宣旨などたになくて、傍なる宮にれはせしを、勧め申して、國々にある、源氏の武士等にあひふれて、平氏

を失はむとはかりける、事露れて、皇子も失はれ給ひぬ。頼政もほろびぬ。かゝれど、それより亂れそめてけり。義朝朝臣が子、頼朝、平治の亂に、死罪を申しなむる人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年をおくりしが、以仁王の密旨をうけたまはり、院よりも、忍びて仰せつかはす道ありければ、東國をすゝめて、義兵を起しぬ。

清盛いよゝ、悪行をのみなせければ、主上、深く歎かせ給ひにき。にはかに、遜位の事ありしも、世を厭はせまらける故とぞ。天下を治め給ふ事十二年、世の中の御祈の爲にや、平家のととり分け崇め申す神なりければ、安藝の嚴島になむ參らせ給ひける。此の御門、御心はへもめでたく、孝行の御志深かりき。管絃のかたも、すぐれておはせまらけり。尊號ありて、程を

く、世を早くし給ひき。二十一歳にはせまらき。第八十二代、安徳天皇、御名は言仁、高倉第一の子、御母は、中宮平徳子、太政大臣清盛が女なり。庚子の年即位、辛丑に改元。法皇、猶、世をせらせ給ふ。平氏は、いよゝれをりをなむ、諸國は、すぞに亂れぬ。都をさへ遷すべしといひて、攝津國福原とて、清盛すむ所のありしに、行幸せさせ申しけり。法皇、上皇も同じくうつし奉りぬ。人の恨、多くさこえければにや。かへし奉りにき。いく程もなく、清盛かくれて、次男宗盛、その跡をつぎぬ。世の亂をも顧みず、内大臣に任せり。天性、父にも兄にも及ばざりけるにや。威望も、いつしか衰へ、東國のいくさ、既にこはくなりて、平氏の軍、所々にて、利を失ひけりとぞ。法皇忍びて、比叡山に登らせ給ひぬ。平氏、力をれとて、主上を勧め申

して、西海に没落せり。中三とせばかりありて、平氏ことごとく滅亡しぬ。清盛が後室、從二位平の時子といひし人、此の君を抱き奉り、神璽をふところにと、寶劔を腰にさして、海中にいりぬ。あさましかりと亂世なり。

天下を治め給ふ事五年、八歳にはとまらざり。遺詔等のさたなければにや。天皇と稱し申すなり。

第八十二代、第四十四世、後鳥羽院、御名は尊成、高倉第四の子、御母は、七條院藤原殖子、入道修理大夫信隆の女なり。

先帝、西海に臨幸ありしかど、祖父、法皇の御世なりしかば、都はかはらざり。攝政基通の大臣ぞ、平氏の縁にて、供奉せられしを、諫め申すともがらありけるにや。九條の大路邊よりとどまられぬ。其の外、平氏の親族ならぬ人々は、御供つかうまつる

人なかりけり。還幸あるべきよし、院宣ありけれど、平氏、承引を申さざりき。依りて、太上法皇の詔にて、此の天皇たゞせ給ひぬ。親王の宣旨までもなかりき。まづ、皇太子とて、則、受禪の儀あり。翌年甲辰にあたる年、四月、改元、七月に即位。此の同胞に、高倉の第三の御子まじりしかど、法皇、此の君をえらび定め申し給ひけりとぞ。

先帝、三種の神器を相具せさせ給ひし故に、踐祚のはじめの違例なりしかども、法皇、國の本主にて、正統の位を傳へまじらざり。皇太神宮、熱田の神、明らかかり守らせ給ふ事なれば、天位つゝがもまじらざり。平氏はらびて後、内侍所、神璽は還りいらせ給ひ、寶劔は、つひに、海に沈みて見えざり給ひぬ。其のころほひは、晝の御座の御劔を寶劔に擬せられたりしが、

神宮の御告にて、神劔を奉らせ給ひしによりて、近比までの御守なりき。

三種の神器の事は、所々に申しかとも、まづ、内侍所は神鏡なり。八咫の鏡と申す。正體は、皇太神宮にいはひ奉れり。内侍所にましますは、崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡なり。村上の御時、天徳年中に火事にあひ給ひき。それまでは、圓規缺けましますさゞりき。後朱雀の御時、長久年中、かさねて火ありしに、灰爐の中より、光をさゝせ給ひけるを納めてぞ、崇め奉られける。されど、正體つゝがなく、萬代の宗廟にまします。寶劔も、正體は、天の叢雲の劔と申すは、熱田の神宮にいはひ奉れり。西海に沈みしは、崇神の御代に、れなじくつくりかへられし劔なり。失せぬる事は、末世の志るしにやと恨めし

けれど、熱田の神、あらたなる御事なり。昔、新羅國より、道行と云ふ法師來りて、盗み奉りしかと、神變を現はして、我が國を出で給はざりき。かの兩種は、正體、昔にかはりまします。代々の天皇の、遠き御まもりとして、國土の、あまねき光となり給へり。失せしに寶劔は、もとより、如在の事とぞ申し奉るべき。神璽は、八坂瓊の曲玉と申す。神代より、今にかはらず。代々の御身を離れぬ。御まもりなれば、海中より浮び出で給へるも理なり。

三種の御事は、よく心得奉るべきなり。なべて、物志らぬたぐひは、上古の神鏡は、天徳、長久の災にあひ、草薙の寶劔は、海に沈みけりと、申し傳ふることあるにや。かへすも、ひが事をなり。此の國は、三種の正體をもちて、眼目とも、福田ともする事

なれば、日月の天をめぐらむ程は、一つもかけ給ふまじきなり。天照大神の勅に、寶祚の榮えまさむ事、天地ときはまりなかるべしとあれば、いかでか疑ひ奉るべき。今よりゆくさきも、いとたのもしくこそ思ひ給へれ。

平氏いまた西海にありしほど、源義仲と云ふものまづ、入京し、兵威盛なるを以て、世の中の事をおさへ行ひけり。征夷將軍に任せられぬ。此の官は、昔、阪上の田村麿までは、東夷征伐の爲に任せられき。其の後、將門がふたれに、右衛門督忠文の朝臣、征東將軍を兼ねて、節刀を給ひしよりこのかた、久しくたえて任せられず。義仲ぞはじめてなりにける。あまりなる事多くて、上皇御いきどほりの故にや。近臣の中に、軍をおこし、退治せむとせしに、事ならむして、中々あさましき事なむ

出来に。東國の頼朝、弟範頼、義經等をさしのはせしかば、義仲は、やがて滅びぬ。さて、それより、西海へ向ひて、平氏を平けしなり。天命きはまりぬれば、巨猾もほろびやすし。人民の安からぬ事は、時の災難なれば、神も力及ばせ給はぬにや。

かくて、平氏滅亡してしかば、天下もとの如く、君の御まゝなるべきかと覺えしに、頼朝勳功まことに、ためになかりければ、みづからも、權をほしまゝに、君もまた、うち任せられにければ、王家の權は、いよゝ衰へにき。諸國に守護をたきて、國司の威を抑へしかば、吏務といふ事、名ばかりになりぬ。あらゆる莊園、郷保に、地頭を補せしかば、本所は、なきが如くになれりき。頼朝は、從五位下前右兵衛佐なりしが、義仲追討の賞に、越階して正四位下に叙せられ、平氏追討の賞に、又、越

階して從二位に叙せられぬ。建久の初にや。始めて、京上して、やがて一度に、權大納言に任せられ、又、右近衛大將を兼ねしめられぬ。賴朝、老きりに、辭退し申しけれど、叡慮によりて、朝獎ありきとぞ。程なく辭退して、もとの鎌倉のたちになむ下りし。その後、征夷大將軍に拜任せり。それより、天下の事、東方のまよになりしにき。平氏のみたれに、南都の東大寺、興福寺やけにしを、東大寺をば、俊乗といふ上人、勸め立てければ、公家にも委任せられ、賴朝も深く隨喜して、程なく再興せり。供養の義も、古き跡をたづねて行はれけり。ありがたき事にや。賴朝も、重ねて、京上しけり。且は、結縁のため、かつは、警固のためなりき。

法皇かくれさせ給ひて、主上、世を忘れさせ給ひにき。すべて、天下を治め給ふ事十五年、太子に譲りて、尊號例の如くなりき。院中にて、又、二十餘年忘れさせ給ひしが、承久に事ありて御出家、隱岐の國にてかくれ給ひぬ。六十歳おはしましき。第八十四代、順德院、御名は守成、後鳥羽第三の子、御母は、修明門院藤原重子、贈左大臣範季の女なり。庚午の年即位辛未に改元。

此の御時、征夷大將軍賴朝の次郎、實朝、右大臣左大將までになりしにしが、兄、左衛門督賴家が子に、公曉といひける法師にころされぬ。又、つぐ人なくて、賴朝が跡は長く絶えにき。賴朝が後室に、從二位平の政子として、時政と云ふ者の女なりし、東國の事をは行ひき。其の弟義時、兵權をとりしが、上皇の御子を下し申して、仰ぎ奉るべきよし、奏しけれど、不許にやあり

けむ。九條の攝政道家の大臣は、頼朝の時より、外戚につゞき
 て、よらみおはしければ、その子をくたして、扶持し申しけり。
 大方の事は、義時がまゝになりけり。
 天下を治め給ふこと十一年、讓國ありしが、事亂れて、佐渡の
 國にうつされ給ひき。四十六歳おはしましき。
 第八十五代、廢帝、御名は懷成、順徳の太子、御母は、東一條院藤
 原光子、故攝政太政大臣良經の女なり。
 承久三年、春の頃より、上皇、おほしめし立つ事ありければ、俄
 に、讓國し給ひき。順徳、御身をかるめて、合戦の事をも、ひとつ
 御心にせさせ給はむ御はかりごとにてや。新主に讓位ありし
 かど、即位登壇までもなくて、軍やおれしかば、外舅攝政道家
 の大臣の九條の亭へのがれさせ給ひぬ。三種の神器をば、閑

普通本はたゞ廢帝
 とのみありて代數
 なし今は式部職の
 祭祀録によりてこ
 の天皇を皇代の中
 に數へ奉りて八十
 五代とせり故に以
 下遞次普通本のに
 一代づゝ數を増し
 たりとあるべし明
 治三年七月廿三日
 謚を奉りて仲恭天
 皇と申せり

院の内裏に捨てたかれにき。讓位の後、七十七ヶ日の間、若は
 らく、神器をつたへ給ひしかども、元服などもなくて、十七歳
 にてかくれましましき。
 さて、其の世の亂を思ふに、まことに、末の世にはまよふ心
 もありぬべく、又、下の上を凌ぐはしともなりぬべし。其のい
 はれをよくわきまへらるべき事なり。頼朝、勳功は、昔よりた
 ぐひなき程なれど、ひとへに、天下をたなごころにせしかば、
 君として、安からず思はめせるもことわりなり。いはむや、そ
 の跡たえて、後室の尼公、陪臣の義時が世になりぬれば、彼の
 あとを削りて、御心のまゝにせらるべしと云ふも、一往の謂
 なきにあらず。若かれども、白河、鳥羽の御代の頃より、政道の
 古きすがた、やうやう衰へ、後白河の御時、兵革おこりて、姦臣

世をみたり、天下の民ほとく、塗炭におちにき。頼朝一臂をふるひて、其の亂を平けたり。王室は古きにかへるまではなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ。上下、堵を安くと、東より西より、其の徳に伏しくかは、實朝なくなりても、背く者ありとはきこえざりき。これにまさる程の徳政なくして、いかでたやすくくつがへさるべき。たとひ又失はれぬべくとも、民やすかるまじくば、上天、よもくみ給はじ。

次に、王者の軍と云ふは、科あるを討ち、疵なきをほほるほさず。頼朝高官にのほり、守護の職を給ひし、これ皆、法皇の勅裁なり。私にぬすめりとは定めがたし。後室、其の跡をはからひ、義時、久しく、かれが權をとりて、人望に背かざりしかば、下に、

はいまた、疵ありといふべからせ。一往のいはればかりにて、追討せられむは、上の御とがとや申すべき。謀叛おこしたる朝敵の、利を得たるには比量せられ難し。かゝれば、時のいたらず、天の許さぬ事はうたがひなし。

但、下の上を剋するは、きはめたる非道なり。つひには、なとか皇化にまつろはざるべき。まづ、まことの徳政を行はれ、朝威をたて、かれを剋するばかりの道ありて、其のうへの事とぞ覺ゆる。且は、世の治亂の姿をも、能くかがみおらせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるゝか、弓矢を收めらるゝか、天の命に任せ、人の望に忘たがはせ給ふべかりし事にや、つひにしては、繼體の道も正路にかへり、御子孫の世に一統の聖運を開かれぬれば、御本意の、いまた、達せぬにはあらざれど、

一旦も沈ませ給ひしこそくち惜しけれ。
 第八十八代、第四十六世、後嵯峨院、御名は邦仁、土御門院第二の子、御母は、贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女なり。

この帝、承久のみたれありし時、二歳にならせ給ひけり。通親の大臣の四男、大納言通方は、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなりしかば、收養し申して、かくしおさ奉りき。十八の御年にや。大納言さへ、世を早くせしかば、いとゞ無頼になり給ひて、御祖母、承明門院になむ、うつろひまゝにける。十二歳の御年、春正月十日、四條院、俄に、晏駕。皇胤もなし。連枝の御子もまじまじさむ。順徳院ぞ、いまた、佐渡におはしましけるが、御子達も、あまた都にとゞまり給ひき。入道攝政道家の

大臣、彼の御子の外家におはせしかば、此の流を天位につけ奉りもとのまゝに、世を忘らむと思はれけるにや。其の趣を、仰せ遣はしけれど、鎌倉の義時か子、泰時、はからひ申して、此の君をすゑ奉りぬ。まことに、天命なり。正理なり。土御門院、御兄にて、御心ばへもおたしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて、はからひ申しけるもことわりなり。

大方、泰時、心正しく、政すなほにして、人をはぐくみ、物にたてらる。公家の御事を重くと、本所のわづらひをとゞめしかば、風の前に塵なくして、天の下、すなはち静まりき。かくて、年代をかさねし事、ひとへに、泰時が力とぞ申し傳ふめる。陪臣として、久しく權をとる事は、和漢兩朝に先例なし。其の主たり

と頼朝すら、二世をは過ぎず。義時、いかなる果報にか、はからざる家業をはじめて、兵馬の權をとれりき。ためと稀なる事にや、されど、殊なる才徳はきこえぬ。又、大名の下に矜る心やありけむ。中二とせばかりぞありと。身まかりとかと、彼の泰時相續して、徳政を先とし、法式をかたくし、己が分をはかるのみならず、親族ならびにあらゆる武士までも戒めて、高官高位を望む者なかりき。其の政、次第のまゝに衰へ、つひに滅びぬるは、天命の終る姿なり。七代まで保てるこそ、かれが餘薫なれば、恨むる所なりといひつべし。

れよそ、保元、平治よりこのかたのみたりがはしきに、頼朝といふ人もなく、泰時と云ふ者もなからましかば、日本國の人民、いかゞなりなまじ。此のいはれを、よく知らぬ人は、故もな

く、皇威のれとろへ、武備のちりにけると思へるはあやまりなり。所々に申せる事なれど、天日嗣は、御讓にまかせ、正統にかへらせ給ふにとりて、用意あるべき事のあるなり。神は、人を安くするを本誓とす。天下の萬民は、みな、神物なり。君は尊くまじませど、一人を樂しまじめ、萬民を苦しむる事は、天も許さず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否に隨ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺ゆる。

まじて、人臣として、君をたふとび、民を憐み、天にせぐくまり、地にぬき足し、日月の照すを仰ぎても、心のきたなくして、光にあたらざらむ事をれず、雨露の施すを見ても、身の正しからせして、恵にもれむ事をかへりみるべし。朝夕に、長田、狭田の稻の種をくふも、皇恩なり。晝夜、生井、榮井の水のながれ

をのむも神徳なり。これを思ひもいれず。あるにまかせて、欲を恣にし、私を先として、公を忘るゝ心あるならば、世に久しき理あらじ。いはむや、國柄をとる仁にあたり、兵權を預かる人として、正路をふまさらむにおきては、いかぞか、其の運を全くすべき。泰時が昔を思ふには、よく誠ある所ありけむかし。子孫は、さほどの心あらじなれど、かたくしける、法のまゝに行ひければ、及ばずながら、世をも重ねしにこそ。異朝の事は、亂逆にして、紀なきためと多ければ、例とするにたらず。我が國は、神明の誓いあじむるくして、上下の分定まれり。左かも、善惡の報あきらかに、因果のことわり空しからず。且は、遠からぬ事ともなれば、近代の得失を見て、將來の鑒誠とせらるべきなり。

そもく、此の天皇、正路にかへりて、日嗣をうけ給ひし、さまたちて、さまとの奇瑞ありき。又、土御門院、阿波の國にて、告文をかゝせまして、石清水の八幡宮に、啓白せさせ給ひけり。其の御本懷、末とほりにしかば、さまの御願をはたされしも、あはれなる御事なり。つひに、繼體の主として、この御末ならぬはまじまじさず。壬寅の年即位、癸卯の春改元、御身を慎み給ひければ、や。天下を治め給ふ事四年、太子をさなくまじく、しかども、讓國ありて、尊號例の如く、院中にて世を忘れ給ひし。御出家の後も、かはらば、二十六年ありしかば、白河、鳥羽よりこなたには、れたやかに、めでたき御代なるべし。五十三歳おはしましき。

第九十代、第四十七世、龜山院、御名は恒仁、後深草院、同母の弟

なり。己未の年即位、庚申に改元。

此の天皇を、繼體とれほしめしおきてけるにや。后腹に、皇子うまれ給ひしを、後嵯峨とり養ひまじて、いつしか太子に立て給ひぬ。後深草の御子も、先たちて生れ給ひしかども、ひきこされまじにき。後嵯峨かくれさせ給ひて後、兄弟の御あはひに争はせ給ふ事ありければ、關東より、母儀、大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は、當今にまじますよきを、仰せ遣はされければ、事定まりて、禁申にて、政務をせさせ給ひき。天下を治めたまふ事十五年、太子に譲りて尊號例の如くなりき。院申にて、十三年まで、世をえらせ給ひき。事あらたまりにし後、御出家、五十七歳おはしまじき。

第九十一代、第四十八世、後宇多院、御名は世仁、龜山の太子、御

母は、皇后藤原信子、左大臣實雄の女なり。甲戌の年即位、乙亥に改元。

丙子の年、もろこしの宋の幼帝、徳祐二年にあたり。今年、北狄の種、蒙古れこりて、大元國といひしが、宋の國を滅ぼせり。辛巳の年、蒙古の軍、多くの船をそろへて、我が國を犯しぬ。筑紫にて、大に合戦あり。神明、威をあらはし、形を現じて、防がれけり。大風、俄におこりて、數十萬艘の賊船、みな、漂倒破滅しぬ。末世とはいへども、神明の威徳、不可思議なり。誓約のかはらざる事、これにてれしはかるべし。

此の天皇、天下を治め給ふ事十三年、思の外に遁れまじく、十餘年ありき。後二條の御門、立ち給ひしかば、世をえらせ給ひき。遊義門院、かくれまじて、御歎のあまりにや。出家せさ

せ給ひぬ。前大僧正禪助を御師として、宇多、圓融の例により、東寺にて灌頂せさせ給ひぬ。めづらかに尊き事なりき。其の日は、後醍醐の御門、中務の親王として、王卿の坐につかせまじまじき。唯今の心地ぞする。後二條院かくれさせ給ひし後、いとゞ世を厭はせ給ひ、嵯峨の奥、大覺寺と云ふ所に、弘仁、寛平の昔の御跡をたづねて、御寺など、あまた立てしぞ行はせ給ひし。其の後、後醍醐の御門、位に即きまじし。かば、又まほらく、世をあらせ給ひて、三年ばかりありて、譲りまじし。大かた、この君は、中古よりこなたには、あり難き御事とぞ申し奉るべき。文學の方も、後三條の後には、かほどの御才きこえさせ給はざりしにや。寛平の御誠には、帝皇の御學問は、群書治要などにて足りぬべし。雜文につきて、政事を妨げ給ふ

なと見えたるにや。されど、延喜、天曆、寛弘、延久の御門は、皆宏才博覽に、諸道をもあらせ給ひ、政事にも、明らかになし。しかば、先二代は事ふりぬ。つぎては、寛弘、延久をは賢王とも申すめり。和漢の古事を知らせ給はねば、政道も明らかならず、皇威も軽くなる。定まれる理なり。尙書に、堯、舜、禹の徳をはむるには、古に若稽しんがひかかと云へり。傳説が殷の高宗を教へたるには、事、古を師とせむして、世に永きことは、説がまかさる所なりとあり。唐に、仇士良として、近習の宦者にて、内權を取り、極めたる奸人なり。其の黨類に教へけるは、人主に書を見せ奉るな。はかなき遊びたはむれをして、御心を亂るべし。書を見て、道を知り給はゞ、我がともがらは失せぬべしといひけり。今もありぬべき事にや。

寛平の群書治要をさして宣ひける、部せまきに似たり。但、この書は、唐の太宗、時の名臣、魏徴をして、選ばせられ、五十卷の中に、あらゆる經史、諸子までの名文を載せたり。全經の書、三史等をぞ、常の人は學ぶなる。此の書にのせたる諸子などは、見る者すくなし。ほとく、名をたに知らぬたぐひもあり。まして、萬機を忘れ給はむに、これまで學はせ給ふこと、よくなかるべきにや。本經等を習はせましますまではあるべからむ。すでに、雜文とてあれば、經史の御學問のうへに、此の書を御覽じて、諸子等の雜文までなくとも、の御心なり。寛平は、殊に博く、學はせ給ひければ、周易の深き道をも、愛成と云ふ博士にうけさせ給ひき。延喜の御事は、左右にあたはせ。菅氏、轉佐と奉られき。其の後、紀納言善相公等の名儒あり

しかば、文道のさかりなりし事も、上古に及びりき。この御誠につきて、天子の御學問、さまでなくともと申す人の聞ゆる、あさましき事なり。何事も、文の上にて、よく料簡あるべきをや。

此の君は、在位にても、政事を知らせ給はせ。院にても、十餘年閑居と給へりしかば、稽古に明らか、諸道を忘れ給ひしなるべし。御出家の後、懇に行はせまらば、上皇の出家せさせ給ふ事は、聖武、孝謙、平城、清和、宇多、朱雀、圓融、華山、後三條、白河、鳥羽、崇徳、後白河、後鳥羽、後嵯峨、後深草、龜山にまします。醍醐、一條は御病重くなりてせさせ給ひし。かやうに、あまた聞えさせ給ひしかど、戒律を具足し、始終かはることなく、密宗を究めて、大阿闍梨をさへせさせ給ひし事、いとあり

がたき御事なり。此の御するに、一統の運をひらかるゝ、有徳の餘薰とぞおもひ給ふる。

元亨の末、甲子の六月に、五十八歳にてかくれましゝき。

第九十二代、伏見院、御名は熙仁、後深草第一の子、御母は、玄輝門院藤原愔子、左大臣實雄の女なり。

御嵯峨の御門、繼體をば龜山とせし定めければ、深草の御ながれ、いかゞと覺えしを、龜山弟順の儀をおほしめしけるにや。この君を御猶子にして、東宮にする給ひぬ。その後、御心もゆかず。あしざまなる事さへ出でて、踐祚ありき。丁亥の年即位、戊子に改元東宮にさへ、此の天皇の御子る給ひき。天下を治め給ふ事十一年、太子に譲りて、尊號例の如くなりき。中院中にて、世を忘れ給ひしが、程なく、時うつりにしかば、中

六とせばかりありて、又、世を忘れ給ひき。關東の輩も、龜山の正流をうけ給へることは知り奉りしかど、近頃となりて、世を疑はしく思ひければ、や、兩皇の御流をかはるゝ、するを申さむと、相はからひけりとなむ。後に、出家せさせ給ひき。五十三歳おはたまひき。

第九十六代、第四十九世、後醍醐天皇、御名は尊治、後宇多第二の子、御母は、談天門院藤原忠子、内大臣師繼の女、實は入道參議忠繼の女なり。御祖父、龜山の上皇養ひ申し給ひき。

弘安に時うつりて、龜山、後宇多、世を忘れめさせたりにを、たび々、關東に仰せ給ひしかば、天命のことわり、かたじけなく、恐れ思ひければ、や、俄に、立太子のさたありに、龜山は、この君をすゑ奉らむと思ひめとて、八幡宮に、告文を納

め給ひしかど、一の御子、さしたる故なくて、捨てられ難き御事なりければ、後二條を居給へり。されど、後宇多の御志もあさからず。御元服ありて、村上の例により、太宰の帥にて、節會などに出でさせ給ひき。後、中務の卿を兼ねさせ給ひき。後二條、世を早くしまし、て、父の上皇、歎かせ給ひし中にも、よろづ、此の君にぞ委附し申させ給ひける。やがて、儲君の定めありしに、後二條の一の御子、邦良の親王、居給ふべきかと聞えしに、おほしめす故ありとて、此の親王を太子に立て給ひき。彼の一の御子、をさなくまじませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。もし、邦良の親王、早世の御事あらば、此の御すゑ、繼體たるべしとぞ記しおかせまし、ける。彼の親王、鶴膝の御病ありて、危くれば、おほしめしける故なるべし。

後宇多の御門こそ、ゆゑに、稽古の君にまじ、しに、其の御跡をば、よくつぎ申させ給へり。剩、もろゝの道を好み、おらせ給ふ事、ありがたき程の御事なりけむかし。佛法にも、御志深くて、むねと、眞言を習はせ給ひき。はじめは、法皇にうけまじ、けり。後に、前大僧正禪助に、許可までうけ給ひけるとぞ。それならせ、人々に諸流をもうけさせ給ひぬ。又、諸宗をも捨て給はず。本朝、異朝、禪門の僧徒までも、内に召してとぶらはせ給ひき。すべて、和漢の道をか、ね明らかなる御事は、中比よりの代々には、こえさせまじ、けるにや。戊午の年即位、己未の夏四月に改元、元應と號せり。はじめつかたは、後宇多院の御政なりしを、中二とせばかりありてぞ、譲り申させ給ひし。それより、古きが如くに、記録所を置かれ

て、夙におき、よはにおほとのもりて、民のうれへをきかせ給ひき。天下こぞりて、これを仰ぎ奉りぬ。公家のふるき御政に、歸るべき世にこそと、高きもいやしきも、かねてうたひよろこひき。かよりし程に、後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか、東宮の御方にさふらふ人々、そほくしに聞えしが、關東に、使節を遣はされ、天位を争ふまでの御中らひになりき。あづまにも、東宮の御事をひきたて申す輩ありて、御憤のはじめとなりぬ。元亨甲子の九月の末つがた、やうやく、事あらはれにしかども、うけたはまり行ふ中に、いふがひなき事出でさにしかど、大方は、事なくてやみぬ。其の後、ほとなく、東宮かくれ給ひぬ。神慮にもかなはせ、祖皇の御誠にも、たがはせ給ひけりとぞ覺えし。今こそ、此の天皇、疑なき繼體の正統に、定

まらせ給ひぬれ。されど、坊には、後伏見第一の子、量仁の親王居させ給ひき。

かくて、元弘辛未の年八月に、俄に、都を出でさせ給ひ、奈良の方に臨幸ありしが、其の所宜しからず、笠置といふ山寺の邊に行宮をしめ、御志あるつはものを召し集められぬ。たび／＼、合戦ありしが、同九月に、東國のいくさ、多く集まりのほりて、事かたくなりければ、他所にうつらしめ給ひしに、思の外のこと出でて、六波羅として、承久よりこなた、おめたる所に御幸なりぬ。御供にありし上達部、上のをのこ共も、あるひはとられ、或は忍び隠れたるもあり。かくて、東宮、位に即かせ給ひぬ。次の年の春、隱岐の國に遷されまじき。御子達も、あなたかなたに、うつされ給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ、山々を

めぐり、國々を催して、義兵を起さむと企て給ひける。河内の國に、楠の正成といふものありき。御志深かりければ、河内と大倭との境に、金剛山と云ふ所に、城を構へて、近國をおかち平けしかば、東より、諸國の軍を集めて攻めしかとも、かたく守りければ、たやすく落とすに能はず。世の中亂れ立ちにき。次の年、癸酉の春、忍びて、御船に奉りて、隱岐を出で、伯耆につかせ給ひぬ。その國に、源長年と云ふものあり。御方に参りて、船上と云ふ山寺に、假の宮をたて、ぞ住ませ奉りける。かのあたりの軍兵、おぼらくは、さほひて襲ひ申しければ、皆なびき申しぬ。都近き所々にも、御志ある國々の兵、よりくうち出でつれば、合戦も度々になりぬ。また、京中さわがしくなりて、上皇も新主も、六波羅にうつり給ひぬ。伯耆よりも、軍をさ

このほせられぬ。こゝに、畿内近國にも、御志あるともがら、八幡山に陣をとりぬ。坂東よりのほれる兵の中、藤原親光といふものも、彼の山に馳せくはよりぬ。つきく、御方に参る輩、多くなりけり。源高氏ときこえしは、昔の義家朝臣が三男、義國といひしが、後胤なり。彼の義國が孫なりし義氏は、平義時朝臣が外孫なり。義時等が世となりて、源氏の號ある勇士には、心をおきければにや。れしすゑたるやうなりしに、これは外孫なれば、とり立て、領する所なども、數多はからひおき、代々になるまで、へたてなくてのみありき。高氏も、都へさしのはせられけるに、疑を遁れむとにや。告文を書き來きてぞ進發しける。されど、冥見をよかへりみず。此の度、心がはりして、御方にまゐりぬ。官軍力を得たまふに、五月八日の頃に

や。都にある東軍、皆やぶれて、あづまへ心ざして落ち行きに、兩院、新帝、おなじく、御幸あり。近江の國馬場といふ所にて、御方に志ある輩、打ち出でにければ、武士は戦ふまでもなく、多くは、自滅しぬ。又、兩皇、新帝は、都にかへし奉り、官軍、これを守り申しき。かくて、都より西さま、程なく静まりぬと聞えければ、還幸せさせ給ひぬ。誠に珍らかなりし事になむ。

東にも、上野の國に、源義貞といふ者あり。尊氏が一族なり。世の亂におもひをれこと、幾ほくならぬ勢にて、鎌倉にうちのぞみけるに、高時等、運命極まりにければ、國々の兵つきまたがふ事、風の草を靡かすが如くして、五月の二十二日にや、高時をはじめとし、多くの一族、皆、自滅してければ、鎌倉、又たひらぎぬ。符契を合する事もなかりしに、筑紫の國々、陸奥、出羽

の奥までも、同じ月にぞ静まりにける。六七千里の間、一時におこりあひに、時のいたり、運の極まりぬるは、かゝる事こそと、不思議にもありしものかな。君は、かくとも知らせ給はず。攝津國西の宮と云ふ所にてぞ、さかさましゝける。六月四日、東寺に入らせ給ひぬ。都にある人々も、参り集まりしかば、威儀をととのへ、本の宮に還幸し給ひぬ。

いつしか、賞罰のさためありしに、兩院、新帝をば、なため申し給ひて、都に住ませまじゝけり。されど、新帝は、偽主の儀にて、正位には用ひられざりき。改元して正慶といひしをも、本のとく、元弘と號せられぬ。官位昇進せし輩も、みな、元弘元年八月より、さきのまゝにてぞありし。平治より後、平氏、世を亂りて二十六年、文治のはじめ、頼朝、權を專にせしより、父子

あひつぎて三十七年、承久に、義時、世を執り行ひしより百十三年、すべて、百七十餘年の間、おほやけの、世を一つにあらせ給ふ事絶えにしに、此の天皇の御代に、掌をかへすよりも易く、一統し給ひぬる事、宗廟の御はからひも、時節ありけりとぞ、天下こそぞりて仰ぎ奉りける。

同じき年の冬十月に、まづ、あづまの奥をなづめらるべしとて、参議左近中将源顯家卿を、陸奥の守になして遣はされぬ。代々、和漢の稽古をわざとして、朝家に仕へ、政務にまじはる道をのみこそ學びつれ。更途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはらぬ事なれば、たびくいなみ申しかど、公家、すでに、一統しぬ。文武の道、ふたつなるべからず。昔は、皇子、皇孫、もとは、執政の子孫のみこそ、多く、軍の大將にもさしれし

か。今より、武を兼ねて藩屏たるべしとおほせ給ひて、御みづから、旗の銘をかゝしめ給ひ、さまざまの兵器をさへ下し給ひぬ。任國に赴くことも、絶えて久しくなりにしかば、古き例をたづねて、罷申の儀あり。御前に召し、勅語ありて、御衣、御馬などを給はせき。猶、奥のかためにもと申しうけて、御子を一所ともなひ奉りぬ。かけまくもかしこき、今上皇帝の御事なれば、こまかには記さず。彼の國に着きにければ、まことに、奥の方さま、兩國をかけて、皆靡き去たがひにけり。同十二月、左馬頭源直義の朝臣、相模の守を兼ねて下向せり。これも、四品上野の大守成良親王をともなひ奉りぬ。此の親王、後に志ばらく、征夷大將軍を兼ねさせ給ひき。直義は、尊氏が弟なり。そもく、彼の尊氏、御方にまゐれりし其の功は、まことに志

かるべし。すゝろに、寵幸ありて、抽賞せられしかば、ひとへに、頼朝卿、天下を志づめしまゝの、心ざしにのみ成りにけるにや。いつしか、越階して四位に叙せられ、左兵衛督に任ぜられぬ。拜賀のさきに、やがて従三位して、程なく、参議従二位までに昇りぬ。三箇國の吏務守護、および、あまたの郡莊をたまはり、弟直義、左馬頭に任ぜられ、後、四位に叙せられぬ。昔、頼朝、ためしなき功勳ありしかど、高位高官にのぼることは、亂政なり。はたして又、子孫も早く絶えぬるは、高官のいたすところかどぞ申し傳へたる。尊氏等は、頼朝、實朝が時に、親族などて優恕する事もなく、唯、家人の列なりき。實朝の、八幡宮に拜賀せし日も、地下前驅、二十人の中に相加はれり。たとひ、頼朝が後胤なりとも、今更、登用すべしとも覺えず。いはむや、久し

き家人なり。さしたる大功もなく、かくやは抽賞せらるべきと、あやしみ申す輩もありけりとぞ。

關東の高時、天命、既に極まりて、君の御運を開きし事は、更に、人力といひがたし。武士たる輩、いへば數代の朝敵なり。御方に参りて、其の家を失はぬこそ、あまりある皇恩なれ。更に、忠をいたし、勞をつみてぞ、理運の望をも企てつべき。志かるを、天の功をぬすみて、己が功と思へり。介子推がいましめも、習ひ知る者なきにこそ。かくて、尊氏が一族ならぬ輩も、あまた、昇進し、昇殿を許さるゝもありき。されば、或人の申されしは、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、なかく、猶、武士の世になりぬとぞありし。

およそ、政道といふことは、所々に記したれど、正直、慈悲を本

として、決斷の力あるべきなり。これ、天照大神の明らかなる御教なり。決斷と云ふにとりて、數多の道あり。一つには、其の人をえらびて官に任ず。官に、其の人ある時は、君は垂拱してまします。されば本朝にも、異朝にも、これを治世の本とす。二つには、國郡を私にせず。わかつ所、かならず、其の理のまゝにす。三つには、功あるをば必賞し、罪あるをばかならず罰す。これ、善を勧め、惡を懲らす道なり。これに一もたがふを、亂政とはいへり。上古には、勳功あればとて、官位を進むる事はなかりき、常の官位の外に、勳位といふ志をおきて、一等より十二等まであり。無位の人なれど、勳功高くて、一等にあがれば、正三位の下、從三位の上につらなるべしとぞ見えたる。又、本位ある人の、これを兼ねたるもあるべし。官位といへるは、

上、三公より、下、諸司の一分にいたる、これを内官と云ふ。諸國の守より史生、郡司にいたる、これを外官と云ふ。天文にかたどり、地理に法りて、れのくつかさどる方あれば、其の才なくては、任用せらるべからざる事なり。名と器とは人にかさずとも云へり。天のつかさに、人それ代はるともいひて、君のみだりに授くるを、謬舉とし、臣のみだりにうくるを、尸祿とす。謬舉と尸祿とは、國家のやぶるゝ階、王業の久しからざる基なりとぞ。

中古となりて、平の將門追討の賞にて、藤原の秀郷、正四位下に叙せられ、武藏、下野、兩國の守を兼ね、平の貞盛、正五位下に叙せられ、鎮守府の將軍に任ぜられぬ。安倍貞任、奥州を亂らしを、源賴義朝臣、十二年まで戦ひて、凱旋の日、正四位下に叙

せられ、伊豫守に任ぜられぬ。かれら、其の功高しといへども、一任、四五箇年の職なり。これ、なほ、上古の法にはかはれり。保元の賞には、義朝、左馬頭に轉じ、清盛、大宰大貳に任ぜられぬ。此の外、受領、檢非違使になれるもあり。此の時にや、すでにみだりがはしきはじめとなり、けむ。平治よりこのかた、皇威、ことの外に衰へぬ。清盛、天下の權を竊み、太政大臣にあがり、子供、大臣大將になりしうへは、いふに足らぬ事にや。されど朝敵になりて、やがて、滅亡せしかば、後の例にはひきがたし。頼朝は、更に、一身の力にて、平氏の亂を平げ、二十餘年の御憤をやすめ奉りき。むかし、神武の御代に、宇麻志間見命の、中州を志づめ、皇極の御宇に、大織冠、蘇我の一門をほろぼして、皇家をまたくせしより、後には、たぐひなき程の勳功にや。それ

すら、京上の時、大納言大將に任ぜられしをば、固くいなみ申しけるを、わしてなされてけり。公私のわざはひにやありけむ。其の子は、かれが跡なれば、大臣大將になりて、やがてほろびぬ。更に、跡といふものなし。天意にはたがひけりと見えたり。君も、かゝるためしを始めさせ給ひしによりて、大功なき者までも、皆、かゝるべき事と思ひあへり。

頼朝は、我が身かゝればとて、兄弟一族をば、かたく抑へけるにや。義經、五位の檢非違使にてやみぬ。範頼が參河守なりしは、頼朝拜賀の日、地下の前驅に召し加へたり。れごる心見えければにや。この兩弟をも、終に失ひにき。さらぬ親族も、多くほろぼされしは、れごりのはしをふせぎて、世をも久しく、家をもおづめむとにやありけむ。先祖經基は、近き皇孫なりし

かど、承平の亂に、征東將軍忠文の朝臣が副將として、かれが節度をうけぬ。それより、武勇の家となり、其の子滿仲より、賴信、賴義、義家、相續きて、朝家のかためとして、久しく召し使はれにき。上にも、朝威まし、下にも、其の分に過ぎずして、家を全く去けるにこそ。爲義にいたりて、亂にくみして、誅にふし、義朝また、功を立てむとて、ほろびにき。先祖の本意に背きける事は疑なし。

されば、よく、先蹤をわきまへ、得失を考へて、身をたて、家を全くするこそ、かしこき道なれ。愚なるたぐひは、清盛、賴朝が昇進を見て、皆、かくあるべき事と思ひ、爲義、義朝が逆心をよみして、亡びたる故を知らず。近ごろ、伏見の御時、源爲賴と云ふをのこ、内裏に参りて、自害したりしが、かねて、諸社に奉れる

箭にも、其の夜射ける箭にも、太政大臣源爲賴と書きたりき。いとをかしき事に申すめれど、人の心の、みたりになり行く姿は、これにてれと量るべし。義時などは、いかほどもあがりぬべくやありけむ。されど、正四位下左京權大夫にてやみぬ。まして、泰時が世になりては、子孫の末をかけて、よくおきて置きければ、や。滅ぶるまでも、終に、高官にのほらず。上下の禮節をみたらざりき。近く、維貞といひし者、吹嘘によりて、修理の大夫になりしをたに、いかゞと申しけるが、まことに、其の身も、やがて失せにき。父祖の掟にたがふは、家門をうらなふあるじなり。

人は、昔を忘るゝものなれど、天は、道を失はざるなるべし。さらばなど、天は、正理のまゝには行はれぬと云ふ事、疑はしけ

れど、人の善悪は、身づからの果報なり。世の安からざるは、時の災難なり。天道も神明も、いかにもせぬ事なれど、邪なるものは、久しからずしてほろび、亂れたる世も正にかへるは、古今の理なり。これをよくわきまへ知るを稽古といふ。昔、人をえらび用ひられし日は、まづ、徳行をつくす。徳行なじければ、才用あるを用ふ。才用ひとしければ、勞效あるをとる。又、徳義、清慎、公平、恪勤の四善をとるとも見えたり。又、格條には、朝に廝養たれども、夕に公卿に至ると云ふことのあるも、徳行才用によりて、不次に用ひらるべき心なり。寛弘よりあなたには、まことに、才賢ければ、種姓にかゝはらず、將相にいたる人もあり。寛弘以來は、譜第をさきとして、其の中に才もあり、徳もありて、職に適ひぬべき人をぞ選ばれける。世の

末に、亂りがはらじき事を、誡められしにやありけむ。七箇國の受領をへて、合格して、公文と云ふ事勤へぬれば、參議に任ずと申しならはらじたるを、白河の御時、修理のかみ顯季といひし人、院の御乳母の夫にて、時のさら、並ぶ人なかりしが、此の勞をつのりて、參議を申しけるに、院の仰に、それも、物書きての上の事とありければ、理にふしてやみぬ。此の人は、歌道など、もほまれありしかば、物かゝぬ程の事やはあるべき。又、參議になるまじき程の人にもあらじなれど、和漢の才學の足らぬにぞありけむ。白河の御代までは、よく、官を重くと給ひけりと聞えたり。あまり、譜第をのみとられても、賢才の出でこぬはらなれば、上古に及びがたき事を、恨むるやからもあれど、昔のまじにては、いよゝゝ亂れぬべければ、譜第を重く

せられけるも理なり。但、才も賢く、徳もあらはにして、登用せられむに、人の謗あるまじき程の器ならば、今とても、かならず、非重代によるまじき事とぞ覺ゆる。

其の道にはあらで、一旦の勳功などいふばかりにて、武家代々の陪臣をあけて、高官を授けられむ事は、朝議のみたりなるのみならず、身の爲も、能く慎むべき事とぞ覺ゆる。もろこしにも、漢の高祖は、すゞろに、功臣をおほきに封じ、公相の位をも授けしかば、はたして驕りぬ。たゞりぬれば、滅ぼさぬ。依りて後には、功臣残なくなりけり。後漢の光武は、此の事に懲りて、功臣に封爵を與へけるも、その首たりし鄧禹すら、封せらるゝ所、四縣に過ぎざりき。官を任ぜるには、文吏を求めえらびて、功臣をさしおきぬ。これによりて、二十八將の家、久

しく傳はり、昔の功も、空しくからず。朝には、名士多く用ひられ、曠官の謗なかりき。彼の二十八將の中にも、鄧禹と賈復とは、其のえらびにあづかりて、官にありき。漢朝の昔に、文武の才を備ふる事、いとありがたかりけるにこそ。

次に、功田といふ事は、昔は、功の品にたがひて、大、上、中、下の四の功を立て、田をあかち給ひき。其の數、みな定まれり。大功は、世々に絶えず。其の下つかたは、或は、三世に傳へ、孫子に傳へ、身にとゞまるもありき。天下を治むと云ふ事は、國郡を專にせずして、その事となく、不輸の地を立てらるゝ事のなかりしにこそ。國に守あり。郡に領あり。一國の内、みな、國命の下にて治めし故に、法に背く民なりき。かくて、國司の行迹を勘へて、賞罰ありしかば、天下の事、掌をさして、行ひやすかり

き。其の中に、諸院諸宮に御封あり。親王、大臣も、又、かくのごとく、其の外、官田、職田とてあるも、みな、官符を給はりて、其の所の正税を受くるばかりにて、國は、みな、國司の吏務なるべし。但、大功の者ぞ、今の莊園などとして傳ふるが如く、國司にいろはれせしめて傳へける。中古となりて、莊園多く立てられ、不輸の所いせきより、亂國とはなれり。上古には、此の法、能くかたかりければ、推古天皇の御時、蘇我の大臣、わが封戸をわけ、寺に寄せむと奏せしを、終に許されず。光仁天皇は、永く、神社佛寺に寄せられし地をも、永くの字は、一代に限るべしとあり。後三條院の御世こそ、此のつひえをきかせ給ひて、記録所を置かれて、國々の莊公の文書をめして、多く、停廢せられしかど、白河、鳥羽の御時より、新立の地、いよゝゝ多くなりて、

國司のゑる所、百分が一になりぬ。のちさまには、國司、任に赴く事さへなくて、其の人にもあらぬ目代を差して、國を治めしめしかば、いかぞか、亂國とならざらむ。いはむや、文治のはじめ、國に守護職を補ひ、莊園郷保には、地頭を置かれしよりこのかたは、更に、古の姿と云ふことなむ。政道を行はるゝみち、ことゝく絶えはてにき。たまゝ、一統の世にかへりぬれば、此のたびぞ、古きつひえをも改められぬべかりしかど、それまでは、あまさへの事なり。今は、本所の領といひし所々さへ、みな、勳功に混せられて、累家も、ほとゝ、其の名ばかりに成りぬるもあり。これみな、功にはこれるともがら、君をおとし奉るによりて、皇威も、いとゝ輕くなるかと思えたり。かゝれば、其の功なむといへども、いにしへより、いきはひある

輩を、懐けられむ爲にか。或は、本領なりとて給へるもあり。或は、近境なりとて望むもあり。闕所をもて、行はるゝに足らざれば、國郡につきたりし地、もは、諸家相傳の領までも、さほひ申しけりとぞ。治まらむとて、いよゝゝ亂れ、安からむとて、ますますゝ危くなりける、末世のいたりこそ、誠にかなしけれ。

れよそ、王土にはらまれて、忠をいたし、命を捨つるは、人臣の道なり。かならず、これを、身の高名と思ふべきにあらず。若かれども、後の人を勵まし、其の跡をあはれびて、賞せらるゝは、君の御政なり。下として、さほひ争ひ申すべきにはあらぬにや。まして、させる功なくして、過分の望をいたす事、みづからあやぶむるはとなれど、前車の轍を見る事は、誠に有りがた

きならひなりけむか。中古までも、人の、さのみ豪強なるを、は戒められき。豪強に成りぬれば、かならずおこる心あり。はたして、身をほろほし、家を失ふためとなれば、戒めらるゝもことわりなり。鳥羽院の御代にや。諸國の武士の、源平の家に屬する事をとゞむべしといふ制符、たゞありき。源平、久しく、武をとりに仕へしかども、事ある時は、宣旨を給はりて、諸國の兵を召し具しけるに、近代となりて、やがてかたらはるゝやから多くなりしによりて、此の制符はくたされき。はたして、今までの亂世の基なれば、云ひがひなき事になりけり。

此の頃よりのことわざには、一度、軍にかけあひ、或は、家の子、郎從、節に死ぬるたゞひもあれば、わが功におきては、日本國

を給へ、若は、半國を給はりても、足るべからずなどぞ申すめ
 る。まことに、さまで思ふ事はあらじなれど、やがて、これより
 亂るゝはとともなり、又、朝威のかるゝとさも、おと量らる
 ゝものなり。言語は、君子の樞機なりといへり。あからさまに
 も、君をないがしろにし、人にたゞる事はあるべからぬ事に
 こそ。さきにも記しつる如く、堅き氷は、霜をふむよりいたる
 ならひなれば、亂臣、賊子といふものは、其のはじめ、心詞を慎
 まざるより出でくるなり。世の中の衰ふると申すは、日月の
 光のかはるにもあらざ、草木の色のおらたまるにもあらじ。
 人の心のおしくなり行くを、末世とはいへるにや、昔、許由と
 云ふ人は、帝堯の、國を傳へむとありしを聞きて、潁川に耳を
 洗ひき。巢父は、これをきよめて、この水をたにきたながりて渡

らざりき。其の人、五臟六腑のかはるにはあらじ。能く思ひな
 らはせる故にこそあらめ。
 なほ、行く末の人の心、思ひやるこそあさましけれ。大かた、た
 のれ一身は、恩にはこるとも、萬人の怨を残すべき事をは、な
 どか顧みざらむ。君は、萬姓の主にてまじませば、かぎりある
 地をもちて、限なき人に、わかたせ給はむ事は、おしても量り
 奉るべし。もし、一國づつを望まば、六十六人にて、皆ふさがり
 なむ。一郡づつといふとも、日本は、五百九十四郡こそあれ。五
 百九十四人は、悦ぶとも、千萬の人は、よろこばじ。いはむや、日
 本の半を心ざし、みなが望まば、帝王は、いづくをたらせ給
 ふべきにか。かゝる心のきざして、言葉にも出たし、おもてに
 もはづる色のなきを、謀叛のはじめとはいふべきなり。將門

は、比叡山に登りて、大内を遠見して、謀叛を思ひ企てけるも、かゝるたぐひにやありけむ。昔は、人の正しくて、將門に見も懲り、さゝも懲りけむを、今は、人々の心、かくのみなりにたれば、此の世はいよゝゝ衰へぬるにや。

漢の高祖の、天下をとりとげ、蕭何、張良、韓信が力なり。これを三傑といふ。万人に勝れたるを傑といふとぞ。中にも、張良は、高祖の師として、はかりごとを帷幄の中にめぐらして、勝つ事を千里の外に決するは、此の人なりと宣ひしかと、張良は、おどる事なくして、留といひて、すこしきなる所を望みて、封せられにけり。あらゆる功臣、多くほろびしかと、張良は、身を全くおたりき。近き代の事ぞか。頼朝の時までも、文治の頃にや。奥の泰衡を追討せしに、身づから、向ふことありしに、平

重忠が先陣にて、其の功勝れたりければ、五十四郡の中、いづくをも望むべかりけるに、長岡の郡とて、極めたる、すくなき所を望み給はりけりとぞ。これは、人にひろく、賞をも行はしめむが爲にや。賢かりけるをのこにこそ。又、直實と云ひける者に、一所を與へ給ふ下文に、日本第一の剛の者なりと書きて給ひてけり。一とせ、彼の下文をもちて、奏聞する人のありけるが、褒美の詞の甚しきに、與へたる所のすくなき、まことに、名を重くして、利を軽くしける、いみじき事と、口々に譽めあへりけり。いかに心得てほめけむと、いとをか。これまでもの心こそなからめ。事に觸れて、君をおとし奉り、身を高くする輩のみ、多くなれり。ありと世の、東國の風儀もかはりはてぬ。公家のふるまひ姿もな。いかに成りぬる世にかと歎くと

もがらもありときこえしかど、中一とせばかりは、誠に、一統のちるし覺えて、天の下こぞり集りて、都の中はえとくこそありしか。

建武乙亥の秋のころ、滅びに、高時が餘類、謀叛をおこして、鎌倉に入りぬ。直義は、成良親王を引きつれ申して、參河の國まで遁れにき。兵部卿護良の親王、ことありて鎌倉におはし、まじけるをば、つれ申すに及ばず、失ひ申してけり。みたれの申なれど、宿意をはたすにやありけむ。都にも、かねて、陰謀のさこえありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿、召し置かれしも、此のまぎれに誅せられけり。承久より、關東の方人にて、七代になりぬるにや。高時も、七代にて滅びぬれば、運の然らむるかとは覺ゆれど、弘仁に、死罪をとめられて後、

信賴が時にこそ、めづらかなる事に申しけれ。戚里の寄も久しくなり、大納言以上に至りぬるには、同じ死罪なりとも、あらはならぬ法令もあるに、うけたまはり行ふ輩の、あまりなるとぞ聞えし。

尊氏は、申しうけて東國に向ひけるが、征夷將軍ならびに、諸國の總追捕使を望みけれと、征夷將軍になされて、ことごとくは許されざりき。程なく、東國は靜まりにけれと、尊氏、望むところ達せずして、謀叛をおこすよと、きこえしが、十一月十日あまりにや、義貞を追討すべきよし、奏狀を奉りぬ。すなはち打ちて上りければ、京中騒動せり。追討のため、中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々も、あまた遣はされにき。武家には、義貞の朝臣をはじめて、多くの兵を下されしに、

十二月に、官軍引きをりぞぬ。關々をかためられしかど、次の年、丙子の春正月十日、官軍、又やおれて、朝敵、既に近づきぬ。依りて、比叡山、東阪本に行幸して、日吉の社にぞまじりけり。内裡も、すなはち焼けぬ。累代の重寶も、多く失せにけり。昔よりためしなき程の亂逆なり。かよりし間に、陸奥守鎮守府將軍顯家卿、此のみたれを聞きて、親王をさきにたて奉り、陸奥、出羽の軍兵を率いて、責め上りぬ。同十三日、近江の國に、つきて、事の上を奏聞せり。十四日に、江をわたりて、阪本に参りしかば、官軍、大に力を得て、山門の衆徒までも、萬歳をよほひき。同十六日より、合戦はじまりて、三十日、つひに、朝敵を追ひおとしぬ。やがて、其の夜、還幸を給ひき。尊氏等、なほ、攝津國にありと、きこえしかば、かさねて、諸將を遣はされぬ。二月十

三日、又、これを平けつ。朝敵は、船にのりて、西國へなむ落ちにける。諸將、および官軍は、かつく歸り参りしを、東國の事、たほつかなしとて、親王も、又かへらせ給ひ、顯家卿も、任所にかへるべきよし仰せられぬ。義貞は、筑紫へ遣はされぬ。かくて、親王、元服し給ひ、直に、三品に叙せられ、陸奥太守に任せられまじまじぬ。この國の太守は、はじめたる事なれど、便ありとて、ぞ、任じ給ひし。勸賞によりて、同母の御兄、四品成良のみこを、超え給ひぬ。顯家卿は、わざと、賞をば申し受けざりけりとぞ。

義貞朝臣は、筑紫へ下りしが、播磨國に、朝敵の黨類ありとて、まづ、これを討治すべしとて、日を送りし程に、五月にもなりぬ。尊氏等、西國の凶徒を相語らひて、かさねて、攻めのほりぬ。

官軍利なくして、都に歸參せし程に、同廿七日に、又、山門に臨幸し給ひけり。八月にいたるまで、たび々合戦ありしかど、官軍いとすまざりき。依りて、都にば、元弘の時の主上の御弟に、三の御子豊仁と申しけるを、位につけ奉りぬ。十月十日の頃にや。主上、山門より還幸。いとあさましかりし事どもなれど、なほ、行く末をおほしめず道ありしにこそ。東宮は北國に行啓あり。左衛門督實世卿以下の人々、左中將義貞朝臣をはじめ、て、さるべき兵も、あまた仕うまつりけり。主上は尊號の儀にてまじき。御心をやすめ奉らむ爲にや。成良親王を、東宮にすゑ奉りぬ。

同十二月に、忍びて、都を出でまじくして、河内の國に、正成といひしが一族を召しぐして、芳野に入らせ給ひぬ。行宮をつ

くりて渡らせ給ひ、もとのごとく、在位の儀にてぞまじくける。内侍所もうつらせ給ひ、神璽も、御身に隨へ給ひけり。誠に、奇特の事にこそありしか。芳野の御幸にさきたちて、義兵をねてす輩もありき。臨幸の後には、國々にも、御志あるたぐひ、あまた聞えしかど、次の年もくれぬ。

又の年戊寅の春二月、鎮守大將軍顯家卿、また、親王を先たて申し、かさねて打ち上りぬ。海道の國々をことごとく平けて、伊勢、伊賀を経て、大和に入り、奈良の京になむ着きにける。それより、所々の合戦、あまた度、互に、勝負ありしに、同五月、和泉の國石津といふ所に、たゞかひに、時やいたらざりけむ。忠孝の道、こゝにて極まりにき。苔の下にもうづもれぬ物とては、唯、徒に、名をのみぞとゞめし。心うき世にもありしかな。

官軍、なほ、心を勵まして、男山に陣をとりて、志はらく合戦ありしかど、朝敵志のびて、社壇を焼き拂ひより、事ならせりて、引き去りぞきぬ。北國にありし義貞も、たびく召されしかど、上りあへず。させる事なくて、空しくさへなりぬと聞えしかば、云ふばかりなし。

さてしもやむべきならずとて、陸奥の御子、又、東へ向はしめ給ふべき定めあり。左少將顯信朝臣、中將に轉じ、從三位に叙せられ、陸奥の介、鎮守將軍を兼ねしめて遣はされぬ。東國の官軍、ことごとく、彼の節度に従ふべきよしを仰せられぬ。親王は儲君にたしめ給ふべき旨、申しさかせ給ひて、道の程も、かたじけなかるべし。國にてはあらはさせ給へとなむ申されし、異母の御兄も、數多ましき。同母の御兄も、前東宮恒

良親王、成良親王まじりに、かく定まり給ひぬるも、天命なれば、かたじけなし。七月の末つ方、伊勢に越えさせ給ひて、神宮に事の上を啓して、御船のよそひし、九月のはじめ、纜を解かれしに、十日あまりの事にや。上總の地近くより、空の景色、おどろくしく、海上荒くなりしかば、又、伊豆の崎といふ方に、漂はれしに、いとゞ、波風ねびたゞしくなりて、あまたの船、行き方知らせなりけるに、御子の御船は、さはりなく、伊勢の海につかせ給ひぬ。顯信朝臣は、もとより、御船にさふらひけり。同じ風のまぎれに、東をさして、常陸の國なる内の海に、乗つきたる船ありき。方々にたゞよひし中に、此の二つの船、おなじ風にて、東西に吹き分けられぬ。末の世には、めづらかなるためしにぞあるべき。儲の君に定まらせ給ひて、例な

き鄙の御住居も、いかゞと覺えしに、皇大神のとおめ申させ給ひけるなるべし。後に、芳野へ入らせまじくして、御目の前にて、天位をつがせ給ひしかば、いとゞ思ひあはせられて、尊くもありしかば、又、常陸はもとより、心さす方なれば、御志ある輩、相はからひて、義兵こはくなりぬ。奥州、野州の守も、次の年の春、重ねて下向して、おのゝ、國につきにき。

さて、舊都には、戊寅の年の冬、改元して、曆應とぞいひける。芳野の宮には、もとの延元の號なれば、國々も、思ひくゝの年號なりき。もろこしには、かゝるためと多けれど、此の國には例なし。されど、四とせにもなりぬるにや。大日本島根は、もとよりの皇都なり。内侍所、神璽も、芳野におはせませば、いづくか、都にあらざるべき。さて、八月の十日あまり六日にや。秋

霧にれかされさせ給ひて、かくれましゝぬとぞ聞えし。寢るが中なる夢の世、今にはじめぬならひとは知りながら、かすゝ、目の前なる心ちして、老の涙もかきあへねば、筆の跡さへとゞこほりぬ。昔、仲尼は、獲麟に筆を絶つとあれば、茲にてとゞまりたくはあれど、神皇正統のよこしまなるまじきことわりを申しのべて、素意の末をも、あらはさまほしくて、まひて記しつくるなり。かねて、時をもさとらしめ給ひけるにや。前の夜より、親王をば、左大臣の第へうつし奉られて、三種の神器を傳へ申されぬ。後の號をば、仰のまゝにて、後醍醐の天皇と申す。天下を治め給ふ事二十年、五十二歳はしましき。

むかし、仲哀天皇、熊襲を攻めさせ給ひし行宮にて、神ざりま

し〜き。されど、神功皇后、程なく、三韓を平け、諸皇子の亂を鎮められて、胎中の天皇の御代に定まりき。此の君、聖運まじ〜しかは、百七十餘年、中たえに〜、一統の天下をあらせ給ひて、御目の前にて、日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく、徳もなきぬす人、世におこりて、四とせあまりが程、宸襟をなやまし、御世をすぐさせ給ひぬれば、御怨念のすゑ、空しくありなむや。今の御門、又、天照大神よりこの方の正統を受けまじ〜ぬれば、此の御光に、争ひ奉る者やはあるべき。中々、かくて靜まるべき時の運とぞ覺ゆる。

第九十七代、第五十世、今上皇帝、御名は義良、後醍醐天皇第七の御子、御母は、准三宮藤原廉子、此の君、孕まれさせ給はむとて、日を懷くとなむ、夢に見申し給ひけるとぞ。されば、數多の

御子のなかに、たゞなるまじき御事とぞ、かねてよりきこえさせ給ひし。元弘癸酉の年、東の陸奥、出羽のかたみにて赴かせ給ひぬ。甲戌の夏、立親王、丙子の春、都にのほらせまし〜て、内裡にて御元服、加冠、左大臣とかや。すなはち、三品に叙し、陸奥の大守に任せさせ給ひき。同じき戊寅の年の春、又上らせ給ひて、芳野の宮にまし〜しが、秋七月、伊勢に越えさせ給ひぬ。かさねて、東征ありしかど、猶、伊勢にかへりまし、つちのとの卯の年三月、又、芳野へいらせ給ひけり。秋八月、中の五日、讓を受けて、天日嗣をつたへればします。

